

# 国の貸借対照表（試案）

平成14年度版

財政事情の説明手法に関する勉強会

平成16年9月

## はじめに

「国の貸借対照表(試案)平成14年度版」(以下、「平成14年度版」)は、「財政事情の説明手法に関する勉強会」における議論をもとに、会田一雄慶應義塾大学総合政策学部教授、小西砂千夫関西学院大学産業研究所教授、高木勇三日本公認会計士協会理事、兵藤廣治元衆議院大蔵委員会調査室長、村山徳五郎東北公益文科大学教授、横山和夫東京理科大学経営学部教授によりとりまとめられた「国の貸借対照表作成の基本的考え方」(以下、「基本的考え方」)及び「国の貸借対照表(試案)平成13年度版」(以下、「平成13年度版」)等に基づき、本勉強会においてとりまとめたものである。

「基本的考え方」において詳細に検討されているように、国の貸借対照表は、国のストックの財政状況を一覧するものであり、国の財政事情を国民にわかりやすく説明することに役立ち、財政運営の説明責任(アカウンタビリティ)向上に資するものと考えられる。しかし、国と民間企業とではその目的や存立基盤が異なることから、それぞれの貸借対照表の役割は自ずと異なると考えられる。したがって、国の貸借対照表の計数の解釈にあたっては、「基本的考え方」の内容を踏まえて、十分な検討が行われることが必要であると考えられる。本試案及び「基本的考え方」が国の財政事情の説明手法を巡る今後の建設的な議論の一助となれば幸いである。

なお、本年6月に財政制度等審議会において取りまとめられた「省庁別財務書類の作成について」に基づき、各省庁において省庁別財務書類が作成・公表されることになる。この省庁別財務書類を基礎として国の財務書類(仮称)が作成されることにより、平成15年度決算分からは、国のストックの財政状況は国の財務書類(仮称)において開示されることになる見込みである。

国の貸借対照表(試案)の作成が、国の財政状況を企業会計の手法を用いて総合的かつ一覽的に説明する先駆になったことを自負するとともに、これまで、検討及び計数の取りまとめ等にご協力いただいた関係各機関に対し、ここに厚く御礼申し上げる次第である。

# 目 次

1 . 貸借対照表 .....	1
2 . 平成 14 年度の資産・負債の増減 .....	2
3 . 作成上の前提 .....	7
4 . 科目の説明 .....	8
5 . その他の説明事項 .....	2 1

## 参考資料

1 . 特殊法人等も含めた連結貸借対照表 .....	2 6
2 . 厚生年金・国民年金について .....	4 1
3 . 諸外国における公的年金の国の貸借対照表上の取扱い .....	4 9
4 . その他の参考情報 .....	5 0

1. 貸借対照表

貸借対照表

(単位：兆円)

科目	平成13年度 (平成14年 3月31日現在)	平成14年度 (平成15年 3月31日現在)	増 減	科目	平成13年度 (平成14年 3月31日現在)	平成14年度 (平成15年 3月31日現在)	増 減
[ 資 産 の 部 ]				[ 負 債 の 部 ]			
現金・預金	37.04	37.97	0.92	未払金	11.22	11.78	0.56
有価証券	117.25	119.38	2.13	借入金	19.35	17.52	1.82
未収金	21.49	20.24	1.25	政府短期証券	42.10	46.20	4.09
貸付金	299.22	286.04	13.17	公債	306.20	348.01	41.80
寄託金	40.59	60.11	19.52	郵便貯金	239.34	233.24	6.09
貸倒引当金	2.14	2.36	0.21	公的年金預り金	157.70	161.64	3.94
有形固定資産				前受金	19.77	19.13	0.64
建物及び工作物	107.53	109.86	2.32	引当金			
機械器具	6.65	6.67	0.02	退職給付引当金	25.01	23.62	1.39
立木	6.77	6.80	0.02	賞与引当金	0.37	0.40	0.02
土地	62.32	63.28	0.96	保険準備金	115.65	112.02	3.62
建設仮勘定	1.66	1.54	0.11	その他	17.43	19.10	1.66
その他	2.84	2.85	0.01	負債合計	954.19	992.71	38.52
無形固定資産	0.39	0.40	0.00	[ 資産・負債差額の部 ]			
出資金	47.55	47.97	0.42	資産・負債差額	200.33	227.40	27.07
その他	4.65	4.50	0.15				
資産合計	753.86	765.31	11.45	負債及び 資産・負債差額合計	753.86	765.31	11.45

(注1) 百億円未満は切り捨て。

(注2) 公的年金の負債については、積立金相当額を「公的年金預り金」として計上している。これまで作成してきた別表(「公的年金預り金」のほか、過去期間に対応した給付現価の一部又は全部を「公的年金負債」として計上)は、年金制度改正が行われ、これを前提とした財政再計算により将来給付見込額が変更されていることから、作成していない。(詳細は17頁参照)

(注3) 「平成14年度版」の作成に当たっては、平成13年度の計数についても再度精査した。

## 2. 平成 14 年度の資産・負債の増減

### ( 1 ) 平成 14 年度の予算額、決算額

#### 予算額、決算額等

平成 14 年度中の予算額、決算額は、以下の通りである。

	当初予算	( 前年度比 )	補正後	決算額	( 前年度比 )
( 単位 : 億円 )					
一般会計					
歳入	812,299	( 98.3% )	836,889	872,890	( 100.4% )
内					
建設国債	67,900	( 77.5% )	91,480	91,480	( 100.8% )
特例国債	232,100	( 118.7% )	258,200	258,200	( 123.4% )
歳出	812,300	( 98.3% )	836,890	836,743	( 98.7% )
特別会計					
歳入	3,983,729	( 101.9% )	3,992,765	3,997,456	( 100.9% )
歳出	3,826,640	( 102.6% )	3,835,637	3,738,977	( 102.9% )
	当初計画	( 前年度比 )	改定計画	実績	( 前年度比 )
財政投融资計画	267,920	( 82.3% )	269,064	196,897	( 81.3% )

(注 1) 歳入の決算額は、収納済歳入額である。

(注 2) 歳出の決算額は、支出済歳出額である。

#### 平成 14 年度中の国債残高の推移

上記の予算額及び決算額は出納整理期間中の公債金収入を含むものであるが、14 年度中 (14 年 4 月 ~ 15 年 3 月) に新規に発行された建設国債と特例国債の発行額 (額面ベース) は、それぞれ約 9 兆 1,420 億円、約 24 兆 1,612 億円であり、総額は約 33 兆 3,033 億円であった。また、同年度中に、国債の整理又は償還のため、建設国債及び特例国債に係る借換債が約 75 兆 4,030 億円発行され、他方で 14 年度中のこれらの国債に係る償還額が約 80 兆 3,381 億円であったため、14 年度末の建設国債及び特例国債の残高は、対前年比で約 28 兆 3,682 億円の純増となった。

これに、同年度中の財投債の新規発行額 (約 31 兆 8,039 億円) や交付国債等の増減額を加味すると、14 年度末の国債残高 (既償還未払い額を含む) は対前年比で約 56 兆 952 億円の純増となった (16 頁参照)。

(注) 上記の 14 年度中の国債残高の純増に、出納整理期間中の発行額の増減を加味すると、国債残高は対前年比で約 57 兆 7,109 億円の純増となり、このうち国以外の保有分 (約 41.80 兆円) が国の貸借対照表の負債の増加分として計上されている。

## (2) 国の資産・負債の増減の内訳

### 主な増減科目

平成 14 年度末の国の貸借対照表と平成 13 年度末のそれとを比較すると、まず、資産は、平成 13 年度末の約 753.86 兆円から約 11.45 兆円増加して平成 14 年度末には約 765.31 兆円となっている。これは、

- (a)「現金・預金」が、歳入歳出剰余金の増等により、約 0.92 兆円増加、
  - (b)「有価証券」が、外国為替資金特別会計保有の外貨建証券の増等により、約 2.13 兆円増加、
  - (c)「未収金」が、国税収納金整理資金債権の未収金の減等により、約 1.25 兆円減少、
  - (d)「貸付金」が、「財投計画」の規模の縮小等により、約 13.17 兆円減少、
  - (e)「寄託金」が、厚生保険特別会計及び国民年金特別会計における年金資金運用基金への寄託の増等により、約 19.52 兆円増加、
  - (f)「建物及び工作物」が、社会資本整備の進捗により、道路、治水等の公共用財産施設が増加したこと等によって、約 2.32 兆円増加、
- したことなどによる。

また、負債は、平成 13 年度末の約 954.19 兆円から約 38.52 兆円増加して平成 14 年度末は約 992.71 兆円となっている。これは、

- (a)「公債」において、国債残高の増により、約 41.80 兆円増加、
  - (b)「郵便貯金」において、定額貯金の払戻超過により、約 6.09 兆円減少、
  - (c)「公的年金預り金」において、財政再計算上の年金積立金の増加により、約 3.94 兆円増加、
  - (d)「保険準備金」において、簡易生命保険特別会計の責任準備金の減少等により、約 3.62 兆円減少、
- したことなどによる。

この結果として、資産・負債差額は平成 13 年度末の約 200.33 兆円から平成 14 年度末の約 227.40 兆円に約 27.07 兆円拡大している。

### 主な科目に係る資金の流れの概要

大まかに見ると、上述の負債の部における主な負債増減科目のうち、「郵便貯金」、「公的年金預り金」及び「公債」のうち財投債に係る部分等は、諸財政制度に沿って、貸付、証券運用などに回っていることから、結果として、負債増減分に見合う運用資産の増減が、概ね、資産側（「現金・預金」「有価証券」「貸付金」「寄託金」等）に反映されたとみなすことができる（但し、各科目の増減額は、科目間の移動なども含む多様な要因により影響を受けるため、上記科目に係る負債増減額が「現金・預金」「有価証券」等の特定の科目の増減額に一致するわけではない）。

一方、「公債」のうち財投債に係る部分以外の増加分に関しては、その背景となった公債残高の増加分のうち、国の行う活動の経費等として費消された部分は資産の増加に繋がっていないが、公共インフラの建設等の財源として用いられた部分については、資産の増加に繋がったものとみなすことができる（注）。平成 13 年度末から平成 14 年度末にかけて、建設国債及び特例国債の残高が約 28 兆円純増しているが、このうち、公債発行対象経費（出資金、貸付金、その他施設費、公共事業関係費）とされている費目を通じて概ね 4 兆円程度が国の資産の形成に繋がったものと推計される。

(注)公共インフラの建設等の中には、建設終了後地方公共団体の所有分となるものもある(建設国債を発行して国が地方公共団体等に補助金を交付し、当該団体において資産を取得する場合など)が、この資産は「国の貸借対照表」において資産としては計上されない。

なお、国と同様の方法により、公債発行対象経費とされている費目を通じて地方の資産形成に繋がったものを推計すると、概ね4兆円程度となる。

## (参考)平成14年度の経済・財政運営

### (1)平成14年度の経済運営の基本的態度と実績

#### 経済運営の基本的態度

平成13年度の我が国経済は悪化を続け、個人消費が弱含んでいるほか、生産が大幅に減少し、設備投資も減少しており、また、失業率もこれまでにない高さまで上昇している状態にあった。こうした情勢認識に立ち、平成14年度の経済運営に関し、政府は、平成14年1月に「平成14年度の経済見通しと経済運営の基本的態度」(51頁に全文掲載)を閣議決定した。この「基本的態度」の主な内容は以下の通りである。

#### (イ) 聖域なき構造改革の更なる推進

日本経済の再生を図るため、不良債権の迅速な処理と過剰債務の解消、規制改革や特殊法人等改革による民間活力が発揮できる環境の整備、財政構造改革による財政の対応力の確保など、経済社会の構造を根本的に改革し、我が国の持つ潜在力を発揮できる新しい経済社会の仕組みを作り上げていく。

#### (ロ) 世界経済の持続的発展への貢献

多角的貿易体制の維持・強化に貢献するほか、アジア太平洋地域における重層的な地域協力の枠組みの構築、国際金融システムの強化、同時多発テロがもたらす経済的悪影響を受けている国々を始め途上国への支援等に努めることにより世界経済の持続的発展に貢献する。

#### (ハ) その他

平成13年度第一次及び第二次補正予算と平成14年度予算を一体として切れ目なく運用するほか、構造改革を推進していく中で考えられる様々なリスクに十分留意することとし、経済情勢によっては大胆かつ柔軟な政策運営を行うこととする。

政府・日本銀行一体となったデフレ問題への取組みへ向け、日本銀行においても、政府の進める構造改革を踏まえ、デフレ阻止に向けて、適切かつ機動的に金融政策を運営するよう期待する。

#### 平成14年度経済の実績

平成14年度の国内総生産は497.6兆円(名目)となり、経済成長率は名目でマイナス0.6%、実質でプラス0.9%となった。また、国内企業物価は1.6%の下落、消費者物価は0.6%の下落となった。

### (2)平成14年度の財政運営

#### 平成14年度当初予算の編成方針

平成14年度当初予算は、「平成14年度予算編成の基本方針」(平成13年12月4日閣議決定)に基づき、次のような方針で編成された。(55頁に全文掲載)

14年度予算は、財政構造改革の第一歩として、「国債発行額 30兆円以下」との目標の下、歳出構造を抜本的に見直す「改革断行予算」と位置づけられる。

現下の厳しい経済情勢の中で、既存の制度・施策を転換し構造改革を推進することは容易なことではない。しかし、「改革なくして成長なし」との精神で新しい未来を切り開くことは緊急の課題である。14年度予算では、いわゆる「5兆円を削減する一方で重点分野に2兆円を再配分する」という理念を踏まえつつ、予算配分を大胆にシフトすることによって経済構造の転換を促進する。

その際、「民間にできることは民間に、地方でできることは地方に」との原則を踏まえ、歳出全般について根底から見直すことにより、国・地方を通じ財政の関与を真に必要なものに限る。また、全ての歳出は究極的には国民の税金でまかなわれているとの認識に立脚し、コスト意識を持って施策の効果や行政の効率性を点検することにより、歳出のムダを省き削減すべき経費は徹底的に削減する。

予算の配分に当たっては、まず、高齢化の進展など経済社会構造の変化に適合した安定的な制度構築を前提とすることが重要である。

同時に、中期的な経済の生産性の向上や民間の潜在的な活力を顕在化させる効果及び最近の雇用情勢を踏まえ雇用創出効果について重視するとともに、新たな財政ニーズに的確に対応することが適当である。

さらに、改革に伴う当面の負担を国民が分かちあうことにより、社会的弱者に「痛み」が集中しないように配慮することが適当である。

財政投融资計画については、財政投融资改革、行財政改革の趣旨を踏まえ、全体規模を縮減しつつ、対象事業の重点化を図るとともに、現下の社会経済情勢に鑑み真に必要なと考えられる資金需要には的確に対応する。

行政改革については、「聖域なき構造改革」の考え方の下、簡素で効率的な行政システムを確立するため、時代の要請に即応して行政の役割を見直し、行政組織の減量・効率化等や特殊法人等改革など行政の構造改革を推進する。

税制については、平成14年度予算の「国債発行額 30兆円以下」との目標の下、我が国の持つ潜在力を発揮できるよう経済社会の構造改革を推進していく観点から、社会経済情勢の変化等を踏まえ、公平・中立・簡素といった基本原則に基づき、適切に対応することとする。

#### 平成14年度当初予算の特色

以上の方針の下で編成され、平成14年3月に成立した平成14年度当初予算の特色は以下の通りである。

- (a) 平成14年度当初予算においては、「平成14年度予算編成の基本方針」を踏まえ、「5兆円を削減する一方で重点分野に2兆円を再配分する」との理念の下、公共投資やODAの1割削減や医療分野をはじめとする現行制度の抜本的見直しを行うなど歳出の一層の効率化を進める一方、予算配分を少子・高齢化への対応、科学技術・教育・ITの推進など重点分野にシフトした。

歳出面については、一般歳出の規模は47兆5,472億円となり、前年度当初予算に対して2.3%の減少となった。

これらの結果、一般会計全体の予算規模は81兆2,299億円、前年度当初予算に対して



1.7%の減少となった。

- (b) 税制については、社会経済情勢の変化や厳しい財政状況を踏まえつつ、構造改革に資する等の観点から、連結納税制度を創設するとともに、中小企業関係税制及び金融・証券税制等につき所要の措置を講ずることとした。
- (c) 以上の措置を受け、公債発行予定額(収入金ベース)は、前年度当初予算より1兆6,820億円増加し、30兆円となった。

#### 補正予算の成立

現下の金融・経済情勢に応じ構造改革の取組への政策強化が必要であるとの認識の下、12月には、「改革加速のための総合対応策」(10月)を補完・強化する「改革加速プログラム」を閣議決定した。同プログラムには、雇用対策の強化、中小企業等対策の充実、創業・新規開業の支援等、少子・高齢化の進展に備えた公平で安心な社会の確立を内容とする経済・社会構造の変革に備えたセーフティネットの構築と、都市再生及びこれを促進する都市機能高度化の推進、魅力ある都市と地方の再生に向けた基盤整備、環境問題等、緊急課題への対応を内容とする構造改革推進型の公共投資の促進が盛り込まれた。さらにこのために必要な経費の追加等を内容とする補正予算が平成15年1月に成立した。

この結果、補正後の一般会計予算規模は83兆6,889億円、公債発行額(収入金ベース)は34兆9,680億円、それぞれ前年度補正後予算比3.1%の減、16.6%の大幅な増となった。

### 3. 作成上の前提

#### (1) 作成対象

国(注1)を作成対象としている。すなわち、国の一般会計及び全ての特別会計(平成14年度末で37特別会計)を対象としている。なお、会計間の債権・債務は全て相殺し、国が対外的に所有している資産・負債の額を計上している。

(注1)ここでいう国とは中央政府を指す。

(注2)例えば公債については、公債発行残高508.04兆円に対して、貸借対照表においては、政府保有分は会計間の債権・債務として全て相殺され、計上額は348.01兆円となっている。

(単位：兆円)

公債発行残高	508.04	
年度末残高	504.34	
政府保有額(貸借対照表上は相殺される)	160.48	
政府以外保有額(貸借対照表に計上)	343.85	} 貸借対照表計上額 348.01兆円
出納整理期間発行分(貸借対照表に計上)	3.69	
債券発行差金	0.45	

(注1)百億円未満は切り捨て。

(注2)詳細については、16頁参照。

#### (2) 作成基準日

国の貸借対照表の作成基準日は、原則として年度末としている。ただし、国の会計には出納整理期間を有しているものがあるので、そのような会計については出納整理期間中の現金の受払いを終了した後の計数を末日の計数とみなして計上している。

#### (3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

年度末時点における外国為替相場により換算している。

(参考)換算に用いた主な通貨の為替相場

	平成13年度 (平成14年3月31日現在)	平成14年度 (平成15年3月31日現在)
アメリカドル	133.25	120.20
ユーロ	116.14	129.83

(注)各通貨1単位あたりの円貨額での表示である。

#### 4. 科目の説明

##### ・資産の部

##### (1) 現金・預金

日銀預金、銀行預金、手持ち現金等を計上している。

##### (2) 有価証券

出資金に計上すべきと考えられるものを除き、株式、債券等の有価証券を計上している。原則として取得原価で評価しているが、「売買目的有価証券」及び「その他の有価証券」に該当する有価証券で市場価格のあるものについては、各年度末の市場価格で評価している。

なお、購入証券経過利子についても、本科目に計上している。

(注)「売買目的有価証券」及び「その他の有価証券」については、「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(平成11年1月22日、企業会計審議会)を参照。

(参考)有価証券の時価

(単位:兆円)

有価証券	種類	貸借対照表計上額		時 価	差 額
		平成13年度	平成14年度		
株式、地方債、政府関係機関債、特別法人債券、金融債、社債、外貨証券等		117.25	119.38	120.40	3.15
				122.18	2.80

(注1) 百億円未満は切り捨て。

(注2) 時価の算定方法

- ・ 上場有価証券 : 主として東京証券取引所の最終価格による。
- ・ 非上場有価証券 : 日本証券業協会が発表する公社債店頭基準気配等、時価が把握可能なものについて時価額を計上している。

##### (3) 未収金

国税収納金整理資金債権の収納未済額、並びに手数料、負担金、納付金、保険料、財産売払代金、貸付料、使用料、償還金、損害賠償金及び利息等の未収金、並びに未収収益等を計上している。

##### (4) 貸付金

貸付金を計上している。

(参考)貸付先別内訳

(単位:兆円)

	平成13年度 (平成14年3月31日現在)	平成14年度 (平成15年3月31日現在)
地方公共団体	90.01	93.27
住宅金融公庫	71.52	65.60
年金資金運用基金	32.16	28.03
日本政策投資銀行	13.82	12.63
都市基盤整備公団	11.48	11.81
国際協力銀行	12.27	11.21
国民生活金融公庫	10.11	9.47
日本道路公団	4.32	6.08
農林漁業金融公庫	3.44	3.19
社会福祉・医療事業団	2.94	3.04

	平成13年度 (平成14年3月31日現在)	平成14年度 (平成15年3月31日現在)
日本育英会	2.74	3.01
中小企業金融公庫	2.91	2.63
運輸施設整備事業団	2.56	2.29
簡易保険福祉事業団	3.27	2.00
沖縄振興開発金融公庫	1.57	1.47
その他	34.01	30.22
貸借対照表計上額	299.22	286.04

(注)百億円未満は切り捨て。

## (5) 寄託金

寄託金債権(簡易保険福祉事業団及び年金資金運用基金への寄託金)を計上している。

(参考)寄託金の内訳

(単位:兆円)

	平成13年度 (平成14年3月31日現在)	平成14年度 (平成15年3月31日現在)
簡易保険福祉事業団への寄託金	23.57	24.84
簡易保険特別会計	13.03	14.30
郵便貯金特別会計	10.54	10.54
年金資金運用基金への寄託金	17.02	35.27
厚生保険特別会計	15.11	32.69
国民年金特別会計	1.90	2.58
貸借対照表計上額	40.59	60.11

(注)百億円未満は切り捨て。

## (6) 貸倒引当金

過去3年間の債権の不納欠損実績に基づいて算出した額を計上している。なお、国会に提出されている特別会計の貸借対照表において未収金償却引当金を計上している場合には、いずれか大きい金額をマイナス計上している。

## (7) 有形固定資産

国が所有している建物及び工作物(建物、工作物、公共用財産(公園等を除く)施設)、機械器具、立木、土地(土地、公共用財産(公園等を除く)用地)、建設仮勘定、その他(船舶、航空機)の各科目を計上している。

(注)有形固定資産の評価方法

国有財産法の適用がある資産(建物、工作物等)については、国有財産台帳価格(平成12年度末)を基に、定率法により減価償却後の評価額を算出している(但し、規定に基づき独自に減価償却後の評価額を算出している企業特別会計等(造幣局、印刷局、国有林野事業、郵政事業、特許及び食糧管理の6特別会計)においては、上記の方法によらず、各特別会計において算出した減価償却後の評価額を用いている)。

公共用財産(公園等を除く)施設については、取得価額をベースにして、定額法により減価償却を行った後の評価額を算出している。

物品管理法の規定に基づく重要物品については、物品の特性に応じた減価償却を実施した一部の物品については減価償却後の評価額を計上し(企業特別会計等所有分は規定に基づく減価償却方法)、その他の物品は、減価償却後の評価額相当額として、取得価額の2分の1を計上している。

(参考) 有形固定資産の内訳

(単位：兆円)

	内 訳		平成13年度 (平成14年3月31日現在)			平成14年度 (平成15年3月31日現在)		
			数 量	金 額	計	数 量	金 額	計
建物及び 工作物	建 物	建面積(㎡)	42,900,188	7.71	107.53	43,209,897	7.77	109.86
		延べ面積(㎡)	99,408,366			101,622,556		
	工作物		-	5.69		-	5.64	
	公共用財産(公園等 を除く)施設		-	94.11		-	96.45	
機械器具			-	6.65	6.65	-	6.67	6.67
立木	樹木(本)		7,174,770	6.77	6.77	7,311,782	6.80	6.80
	立木(立方メートル)		964,790,258			974,260,990		
	竹(束)		196,837			201,259		
土地	土地(㎡)		89,110,919,301	31.43	62.32	89,105,142,943	31.23	63.28
	公共用財産(公園等 を除く)用地		-	30.89		-	32.05	
建設仮勘定			-	1.66	1.66	-	1.54	1.54
その他	船舶(隻)		4,229	1.33	2.84	4,137	1.40	2.85
	航空機(機)		1,927	1.50		1,929	1.44	

(注1) 百億円未満は切り捨て。

(注2) 国有財産法の適用がある資産(上記内訳欄のうち、建物、工作物、機械器具の一部、樹木、立木、竹、土地、船舶、航空機)については、国有財産増減及び現在額総計算書に基づき数量を計上しているため、たな卸資産に該当する土地等についても数量に含まれており、金額欄とは対応しない。

(注3) 上記(注)の方法によれば、「建物及び工作物」の平成14年度中の減価償却額は約3.39兆円、平成14年度末までの減価償却の累計額は約29.34兆円である。また、「その他」(船舶、航空機)の平成14年度中の減価償却額は約0.50兆円、平成14年度末までの減価償却の累計額は約1.04兆円である。

## (8) 無形固定資産

地上権・地役権・鉱業権・特許権・著作権・商標権等を「国有財産増減及び現在額総計算書」等(企業特別会計については減価償却後の価額)に基づき計上している他、ソフトウェア等を計上している。

(参考) 無形固定資産の内訳

(単位：億円)

	平成13年度 (平成14年3月31日現在)	平成14年度 (平成15年3月31日現在)
地上権、地役権及び鉱業権	22	21
特許権、著作権、商標権等	67	59
ソフトウェア	3,573	3,622
その他の無形固定資産(借地権、電話加入権等)	306	310
貸借対照表計上額	3,970	4,014

(注) 単位未満は切り捨て。

## (9) 出資金

政府出資等を取得原価で計上している。具体的には、「国有財産増減及び現在額総計算書」における政府出資等のうち、国が政策目的をもって保有しているものを計上している。

(参考) 政府出資等の内訳一覧表 (平成 14 年度末)

(単位: 百万円)

種別	法人名等	貸借対照表計上額	資産 (A)	負債 (B)	純資産額 (C)=(A)-(B)	資本金 (D)	うち政府からの出資額(E)	政府出資割合 (F)=(E)/(D) %	算出額 (G)=(C)×(F)(注1,2)
<b>ア. 金融機関</b>									
<b>(ア) 公庫</b>									
出資による権利	沖縄振興開発金融公庫	70,181	1,627,389	1,555,605	71,783	70,181	70,181	100.00	71,783
出資による権利	国民生活金融公庫	347,971	10,443,301	10,095,330	347,971	347,971	347,971	100.00	347,971
出資による権利	農林漁業金融公庫	311,637	3,722,764	3,411,127	311,637	311,637	311,637	100.00	311,637
出資による権利	中小企業金融公庫	447,215	7,623,753	7,176,538	447,215	447,215	447,215	100.00	447,215
出資による権利	住宅金融公庫	168,700	69,559,494	69,393,175	166,319	168,700	168,700	100.00	166,319
出資による権利	公営企業金融公庫	16,600	25,938,777	25,922,177	16,600	16,600	16,600	100.00	16,600
<b>(イ) 銀行・金庫</b>									
出資証券	日本銀行	55				550,000	□ × @41,000 円(注2)		22,550
出資による権利	商工組合中央金庫	405,367	12,929,124	12,292,833	636,291	511,265	405,367	79.28	504,451
出資による権利	日本政策投資銀行	1,182,286	16,658,353	14,475,158	2,183,194	1,182,286	1,182,286	100.00	2,183,194
出資による権利	国際協力銀行	7,489,844	21,881,739	13,702,398	8,179,340	7,489,844	7,489,844	100.00	8,179,340
<b>イ. 公団</b>									
出資による権利	水資源開発公団	2,621	4,759,831	4,692,548	67,283	2,621	2,621	100.00	67,283
出資による権利	地域振興整備公団	155,444	787,052	636,574	150,477	155,444	155,444	100.00	150,477
出資による権利	緑資源公団	740,556	1,566,446	809,390	757,056	740,556	740,556	100.00	757,056
出資による権利	石油公団	1,660,945	3,233,715	2,342,499	891,215	1,660,945	1,660,945	100.00	891,215
出資による権利	日本鉄道建設公団	56,169	9,547,821	6,001,728	3,546,092	56,169	56,169	100.00	3,546,092
出資による権利	新東京国際空港公団	304,956	947,445	647,577	299,867	304,956	304,956	100.00	299,867
出資による権利	日本道路公団	2,284,865	42,681,969	40,359,921	2,322,047	2,284,865	2,284,865	100.00	2,322,047
出資による権利	首都高速道路公団	341,347	7,256,131	6,572,391	683,739	682,694	341,347	50.00	341,869
出資による権利	阪神高速道路公団	263,200	5,151,603	4,625,203	526,400	526,400	263,200	50.00	263,200
出資による権利	本州四国連絡橋公団	623,575	3,982,671	4,168,237	185,565	925,515	623,575	67.37	125,015
出資による権利	都市基盤整備公団	784,425	17,949,538	17,148,449	801,089	789,404	784,425	99.36	795,962
<b>ウ. 事業団等</b>									
出資による権利	平和祈念事業特別基金	40,000	40,502	495	40,007	40,000	40,000	100.00	40,007
出資による権利	自動車安全運転センター	6,245	20,963	3,536	17,427	6,245	6,245	100.00	17,427
出資による権利	国民生活センター	9,577	6,140	598	5,541	9,577	9,577	100.00	5,541
出資による権利	総合研究開発機構	15,550	32,277	268	32,008	20,700	15,550	75.11	24,041
出資証券	日本原子力研究所	1,943,978	315,433	32,318	283,114	1,947,506	1,943,978	99.81	282,576
出資証券	理化学研究所	588,628	256,461	40,635	215,825	621,296	588,628	94.74	204,472
出資証券	核燃料サイクル開発機構	2,922,587	642,219	66,989	575,230	3,016,150	2,922,587	96.89	557,340
出資証券	宇宙開発事業団	3,122,536	717,000	191,733	525,267	3,122,575	3,122,536	99.99	525,214
出資証券	科学技術振興事業団	629,856	176,828	27,389	149,438	629,952	629,856	99.98	149,408
出資による権利	海洋科学技術センター	364,394	105,201	17,004	88,197	364,424	364,394	99.99	88,188
出資による権利	環境事業団	16,100	366,218	345,879	20,339	16,100	16,100	100.00	20,339
出資による権利	公害健康被害補償予防協会	6,071	71,333	17,515	53,817	6,071	6,071	100.00	53,817
出資による権利	奄美群島振興開発基金	7,801	33,883	22,664	11,218	12,423	7,801	62.79	7,044
出資による権利	国際交流基金	106,205	115,271	7,309	107,962	106,211	106,205	99.99	107,952
出資による権利	国際協力事業団	134,793	161,066	35,346	125,719	134,793	134,793	100.00	125,719
出資による権利	預金保険機構	5,150	20,583,252	25,606,822	5,023,569	5,455	5,150	94.40	4,742,249
出資による権利	日本万国博覧会記念協会	25,380	97,894	3,473	94,421	47,854	25,380	53.03	50,071
出資による権利	通関情報処理センター	60	7,441	5,658	1,783	90	60	66.66	1,188
出資による権利	日本育英会	3,701	3,096,774	3,090,926	5,848	3,701	3,701	100.00	5,848
出資による権利	日本芸術文化振興会	392,805	456,572	8,654	447,918	392,805	392,805	100.00	447,918
出資による権利	日本学術振興会	120,376	2,429	2,005	423	120,376	120,376	100.00	423
出資による権利	放送大学学園	24,505	33,548	18,840	14,708	24,505	24,505	100.00	14,708
出資による権利	日本体育・学校健康センター	71,696	113,413	35,559	77,853	71,696	71,696	100.00	77,853
出資による権利	日本私立学校振興・共済事業団	48,969	4,756,761	6,561,554	1,804,792	48,969	48,969	100.00	1,804,792
出資による権利	社会保険診療報酬支払基金	0	1,668,348	2,249,191	580,843	1	0	40.00	232,337
出資による権利	年金資金運用基金	1,021,223	129,651,502	131,901,521	2,250,018	1,021,223	1,021,223	100.00	2,250,018
出資による権利	心身障害者福祉協会	11,512	7,555	675	6,880	11,512	11,512	100.00	6,880
出資による権利	社会福祉・医療事業団	292,550	3,591,499	3,297,156	294,342	292,550	292,550	100.00	294,342
出資による権利	医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構	65,166	57,876	12,832	45,044	67,644	65,166	96.33	43,391
出資による権利	日本中央競馬会	4,924	1,219,449	76,084	1,143,364	4,924	4,924	100.00	1,143,364
出資証券	農畜産業振興事業団	15,852	432,393	198,884	233,508	16,732	15,852	94.74	221,226
出資による権利	海洋水産資源開発センター	100	3,992	1,326	2,666	291	100	34.30	914
出資による権利	農水産業協同組合貯金保険機構	75	191,876	191,576	300	300	75	25.00	75
出資による権利	生物系特定産業技術研究推進機構	78,630	49,766	5,333	44,433	84,043	78,630	93.55	41,567
出資による権利	農林漁業信用基金	246,265	311,075	69,667	241,407	282,606	246,265	87.14	210,362

種別	法人名等	貸借対照表計上額	資産(A)	負債(B)	純資産額(C)=(A)-(B)	資本金(D)	うち政府からの出資額(E)	政府出資割合(F)=(E)/(D)%	算出額(G)=(C)×(F)(注1,2)
出資による権利	日本貿易振興会	104,463	134,523	9,157	125,366	104,463	104,463	100.00	125,366
出資による権利	金属鉱業事業団	23,737	70,504	43,714	26,789	23,737	23,737	100.00	26,789
出資による権利	中小企業総合事業団	3,058,809	11,403,752	9,150,872	2,252,880	3,058,809	3,058,809	100.00	2,252,880
出資証券	新エネルギー・産業技術総合開発機構	499,679	391,142	193,695	197,447	500,129	499,679	99.91	197,269
出資による権利	情報処理振興事業協会	322,514	56,481	3,591	52,889	332,693	322,514	96.94	51,271
出資による権利	基盤技術研究促進センター	305,590	52,568	15,184	37,383	314,844	305,590	97.06	36,284
出資による権利	産業基盤整備基金	57,644	121,623	19,828	101,794	101,752	57,644	56.65	57,666
出資証券	帝都高速度交通営団	976,460	1,305,056	1,191,105	113,951	58,100	31,034	53.41	60,861
出資による権利	国際観光振興会	1,547	2,974	1,260	1,713	1,547	1,547	100.00	1,713
出資による権利	運輸施設整備事業団	20,566	7,131,443	6,216,938	914,504	21,566	20,566	95.36	872,071
出資による権利	自動車事故対策センター	27,337	38,776	22,057	16,719	27,497	27,337	99.41	16,620
出資による権利	海上災害防止センター	327	7,229	2,826	4,402	490	327	66.73	2,937
出資による権利	空港周辺整備機構	1,050	15,725	12,774	2,951	1,400	1,050	75.00	2,213
出資による権利	簡易保険福祉事業団	448,140	28,215,905	27,674,499	541,405	448,140	448,140	100.00	541,405
出資による権利	通信・放送機構	431,812	141,728	46,320	95,407	435,271	431,812	99.20	94,644
出資による権利	労働福祉事業団	766,516	534,890	65,471	469,418	766,516	766,516	100.00	469,418
出資による権利	日本労働研究機構	6,075	6,392	1,127	5,265	6,075	6,075	100.00	5,265
出資による権利	雇用・能力開発機構	2,160,738	2,300,428	870,997	1,429,430	2,161,656	2,160,738	99.95	1,428,716
出資による権利	日本障害者雇用促進協会	28,328	65,246	2,236	63,010	28,328	28,328	100.00	63,010
出資による権利	日本下水道事業団	1,575	189,465	189,365	100	2,850	1,575	55.26	55
<b>工. 独立行政法人</b>									
出資による権利	国立公文書館	7,165	7,520	639	6,880	7,165	7,165	100.00	6,880
出資による権利	駐留軍等労働者労務管理機構	977	1,930	852	1,077	977	977	100.00	1,077
出資による権利	通信総合研究所	62,740	106,481	33,292	73,189	62,740	62,740	100.00	73,189
出資による権利	消防研究所	15,268	15,932	1,030	14,902	15,268	15,268	100.00	14,902
出資による権利	酒類総合研究所	9,833	9,956	905	9,050	9,833	9,833	100.00	9,050
出資による権利	国立特殊教育総合研究所	6,048	7,457	577	6,879	6,048	6,048	100.00	6,879
出資による権利	大学入試センター	11,591	13,843	1,682	12,161	11,591	11,591	100.00	12,161
出資による権利	国立オリンピック記念青少年総合センター	83,077	83,036	2,252	80,784	83,077	83,077	100.00	80,784
出資による権利	国立女性教育会館	3,615	3,016	89	2,927	3,615	3,615	100.00	2,927
出資による権利	国立青年の家	21,435	23,057	2,357	20,699	21,435	21,435	100.00	20,699
出資による権利	国立少年自然の家	24,425	24,538	1,355	23,182	24,425	24,425	100.00	23,182
出資による権利	国立科学博物館	65,503	68,100	1,428	66,672	65,503	65,503	100.00	66,672
出資による権利	物資・材料研究機構	76,459	107,715	32,728	74,986	76,459	76,459	100.00	74,986
出資による権利	防災科学技術研究所	40,365	69,107	30,180	38,926	40,365	40,365	100.00	38,926
出資による権利	航空宇宙技術研究所	51,472	73,493	29,185	44,307	51,472	51,472	100.00	44,307
出資による権利	放射線医学総合研究所	33,648	47,050	19,230	27,820	33,648	33,648	100.00	27,820
出資による権利	国立美術館	33,648	73,998	1,310	72,687	33,648	33,648	100.00	72,687
出資による権利	国立博物館	72,692	157,000	1,874	155,125	72,692	72,692	100.00	155,125
出資による権利	文化財研究所	17,166	20,730	1,501	19,229	17,166	17,166	100.00	19,229
出資による権利	教員研修センター	3,891	4,716	689	4,027	3,891	3,891	100.00	4,027
出資による権利	産業安全研究所	7,163	7,872	1,061	6,811	7,163	7,163	100.00	6,811
出資による権利	産業医学総合研究所	4,967	6,214	1,282	4,931	4,967	4,967	100.00	4,931
出資による権利	農林水産消費技術センター	3,540	4,824	1,716	3,108	3,540	3,540	100.00	3,108
出資による権利	種苗管理センター	9,701	10,964	834	10,129	9,701	9,701	100.00	10,129
出資による権利	家畜改良センター	48,227	52,748	5,845	46,903	48,227	48,227	100.00	46,903
出資による権利	肥飼料検査所	1,671	2,953	1,450	1,502	1,671	1,671	100.00	1,502
出資による権利	農薬検査所	3,759	4,710	1,024	3,686	3,759	3,759	100.00	3,686
出資による権利	農業者大学校	2,735	2,912	222	2,689	2,735	2,735	100.00	2,689
出資による権利	材木育種センター	1,909	2,700	765	1,935	1,909	1,909	100.00	1,935
出資による権利	さけ・ます資源管理センター	5,466	6,010	440	5,570	5,466	5,466	100.00	5,570
出資による権利	水産大学校	9,458	9,719	1,323	8,396	9,458	9,458	100.00	8,396
出資による権利	農業技術研究機構	238,502	260,075	19,198	240,876	238,502	238,502	100.00	240,876
出資による権利	農業生物資源研究所	40,319	47,324	8,138	39,185	40,319	40,319	100.00	39,185
出資による権利	農業環境技術研究所	34,353	36,751	2,502	34,249	34,353	34,353	100.00	34,249
出資による権利	農業工学研究所	20,751	20,896	1,113	19,782	20,751	20,751	100.00	19,782
出資による権利	食品総合研究所	8,997	10,794	1,680	9,114	8,997	8,997	100.00	9,114
出資による権利	国際農林水産業研究センター	8,470	9,981	1,687	8,293	8,470	8,470	100.00	8,293
出資による権利	森林総合研究所	47,391	47,387	2,604	44,783	47,391	47,391	100.00	44,783
出資による権利	水産総合研究センター	41,770	52,210	12,612	39,597	41,770	41,770	100.00	39,597
出資による権利	日本貿易保険	104,352	166,124	31,309	134,815	104,352	104,352	100.00	134,815
出資による権利	産業技術総合研究所	272,882	404,147	125,022	279,124	272,882	272,882	100.00	279,124

種別	法人名等	貸借対照表計上額	資産(A)	負債(B)	純資産額(C)=(A)-(B)	資本金(D)	うち政府からの出資額(E)	政府出資割合(F)=(E)/(D)%	算出額(G)=(C)×(F)(注1,2)
出資による権利	製品評価技術基盤機構	19,072	25,845	8,311	17,533	19,072	19,072	100.00	17,533
出資による権利	土木研究所	28,643	30,192	3,431	26,761	28,643	28,643	100.00	26,761
出資による権利	建築研究所	20,384	19,404	1,854	17,549	20,384	20,384	100.00	17,549
出資による権利	交通安全環境研究所	22,624	25,261	2,281	22,980	22,624	22,624	100.00	22,980
出資による権利	海上技術安全研究所	38,352	38,306	2,557	35,748	38,352	38,352	100.00	35,748
出資による権利	港湾空港技術研究所	14,052	15,105	2,181	12,924	14,052	14,052	100.00	12,924
出資による権利	電子航法研究所	4,258	6,715	2,364	4,350	4,258	4,258	100.00	4,350
出資による権利	北海道開発土木研究所	7,599	9,623	2,187	7,435	7,599	7,599	100.00	7,435
出資による権利	海技大学校	4,132	4,502	633	3,868	4,132	4,132	100.00	3,868
出資による権利	航海訓練所	5,007	9,108	2,655	6,453	5,007	5,007	100.00	6,453
出資による権利	海員学校	11,544	11,672	830	10,842	11,544	11,544	100.00	10,842
出資による権利	航空大学校	4,969	6,091	1,185	4,905	4,969	4,969	100.00	4,905
出資による権利	自動車検査独立行政法人	12,030	22,337	10,246	12,090	12,030	12,030	100.00	12,090
出資による権利	国立環境研究所	38,666	44,220	7,368	36,852	38,666	38,666	100.00	36,852
<b>オ.特殊会社等</b>									
株 券	日本たばこ産業(株)(産投分、注3)	50,000				1,000,000株×@707,000円(注2)			707,000
株 券	電源開発株式会社	47,083	2,137,705	1,984,101	153,603	70,600	47,083	66.68	102,422
株 券	関西国際空港株式会社	436,000	1,642,506	1,195,374	447,131	654,000	436,000	66.66	298,057
株 券	日本電信電話(株)(産投分、注3)	265,200				5,304,000株×@403,000円(注2)			2,137,512
株 券	中部国際空港株式会社	30,458	505,219	429,467	75,751	76,148	30,458	39.99	30,293
<b>カ.国際機関</b>									
出資による権利	国際通貨基金	2,160,221	33,966,585	287,904	33,678,680	34,294,200	2,146,143	6.25	2,104,917
株 券	国際復興開発銀行	162,633	27,157,600	23,305,244	3,852,355	1,368,168	112,531	8.22	316,663
株 券	国際金融公社	17,082	3,307,043	2,555,480	751,562	281,359	16,830	5.98	44,943
出資による権利	国際開発協会	3,242,866	13,053,993	0	13,053,993	12,965,651	2,877,693	22.19	2,896,681
株 券	アジア開発銀行	89,021	5,949,065	4,474,587	1,474,477	396,568	62,531	15.76	232,377
出資による権利	アフリカ開発基金	319,630	1,681,508	27,010	1,654,498	1,793,784	243,323	13.56	228,589
株 券	米州開発銀行	26,988	7,758,804	6,055,541	1,703,262	518,088	25,915	5.00	85,163
株 券	アフリカ開発銀行	23,665	1,330,245	722,990	607,255	346,375	16,619	4.79	29,642
株 券	米州投資公社	1,559	45,985	12,336	33,649	39,741	1,537	3.86	1,298
株 券	多数国間投資保証機関	2,285	131,203	82,917	48,286	39,081	2,198	5.62	2,713
株 券	一次産品共通基金	3,071	19,252	179	19,072	14,576	2,798	19.19	3,660
株 券	欧州復興開発銀行	62,444	2,528,505	1,792,072	736,432	653,323	56,217	8.60	66,502
<b>キ.清算法人等</b>									
<b>(ア)清算法人</b>									
株 券	日本製鐵株式会社	341	147	147	0	800	341	56.83	0
株 券	帝国燃料興業株式会社	127	22	22	0	248	127	51.04	0
<b>(イ)閉鎖機関</b>									
出資による権利	南方開発金庫	100	23,694	20,500	3,194	100	100	100.00	3,194
出資による権利	外資金庫	50	71,982	66,811	5,170	50	50	100.00	5,170
合 計		47,973,683							36,684,895

(注1) 算出額は、上場株式等(日本電信電話(株)、日本たばこ産業(株)、日本銀行)を除き、純資産額(資産から負債を差引いたもの)に政府出資割合(小数点第2未満切り捨て)を乗じて算出している。

(注2) 株式等の算出額については、平成15年3月31日の店頭あるいは上場取引の終値に株数を乗じて計上している。

(注3) 「産投分」とは、産業投資特別会計において保有している株式を指す。

(注4) 決算期について各法人の決算期は平成15年3月31日現在であるが、一部の法人について以下のとおりである。

平成14年4月30日現在……国際通貨基金

平成14年6月30日現在……国際復興開発銀行、国際金融公社、国際開発協会及び多数国間投資保証機関

平成14年12月31日現在……日本中央競馬会、アジア開発銀行、アフリカ開発基金、米州開発銀行、アフリカ開発銀行、米州投資公社、一次産品共通基金及び欧州復興開発銀行

決算期後、我が国から追加出資があった場合、追加額を算出額に加算して計上している。

また、国際機関に係る計数については、原則として決算期における為替レートに基づき算出している。

(注5) 国際通貨基金の貸借対照表計上額については、我が国の会計年度にあわせて「国有財産増減及び現在額総計算書」計上額を修正している。

(注6) 清算法人の政府出資額は、払込総額から残余財産中間分配額を控除したものであるが、政府出資割合は株式数で算出している。

なお、日本製鐵株式会社については、昭和38年11月に清算を停止している。

(注7) 単位未満は切り捨て。

(注8) 平成13年度末現在の「政府出資等の内訳一覧表」は、「平成13年度版」14頁の通りである。



## (10) その他

### たな卸資産

作業資産、商品、製品・半製品、仕掛品、原材料、消耗品で貯蔵中のもの及び売却を予定している不動産等を計上している。なお、原則として取得原価で計上しているが、食糧管理特別会計の保有する米・麦等のたな卸資産については、予定売価から見込経費（保管料や金利等）を減額した価額等により計上している。

### 前払金及び前払費用

保険料・賃貸料等の既支払額のうち次期以降に係る部分、前金払又は概算払をした経費で、それに見合う役務の履行が行われていないもの等、決算期において未だ提供されていない役務に対する支払額等の前払金及び前払費用を計上している。

### その他の債権等

その他の債権（公共事業等地方負担金債権、特別引出権、貸付米）等を計上している。

(参考)その他の内訳

(単位：兆円)

	平成13年度 (平成14年3月31日現在)	平成14年度 (平成15年3月31日現在)
たな卸資産	2.49	2.04
前払金及び前払費用	0.34	0.36
その他の債権等	1.82	2.08
貸借対照表計上額	4.65	4.50

(注) 百億円未満は切り捨て。

## ・負債の部

### ( 1 ) 未払金

保険特別会計の支払備金、固定金利による利子補給金、当年度分が翌年度に支払われるものの等の未払金及び未払費用等を計上している。

### ( 2 ) 借入金

民間金融機関等からの借入金を計上している。

### ( 3 ) 政府短期証券

国以外の者が保有する政府短期証券（外国為替資金証券及び食糧証券）及び債券発行差金（証券の発行価額と額面価額の差額）を計上している。

(参考)政府短期証券の内訳

(単位：兆円)

	平成13年度 (平成14年3月31日現在)	平成14年度 (平成15年3月31日現在)
政府短期証券発行残高	49.60	57.48
政府保有額	7.49	11.28
国債整理基金特別会計	3.87	5.83
政府以外保有額	42.10	46.20
債券発行差金	0.00	0.00
貸借対照表計上額	42.10	46.20

(注) 百億円未満は切り捨て。

(4) 公債

国以外の者が保有する公債（普通国債・財投債等）及び債券発行差金（公債の発行価額と額面価額の差額）を計上している。

(参考1) 公債の内訳

(単位:兆円)

	平成13年度 (平成14年3月31日現在)	平成14年度 (平成15年3月31日現在)
公債発行残高	450.33	508.04
年度末残高	448.25	504.34
内国債残高(償還未払分を除く)	448.16	504.25
普通国債	392.43	421.09
建設国債	216.31	222.02
特例国債	152.80	175.45
減税特例国債	6.37	6.00
国鉄承継債務借換国債	14.13	14.51
国有林野承継債務借換国債	2.81	2.79
交付税及び譲与税配布金承継債務借換国債	-	0.29
財政融資資金特別会計国債	43.76	75.56
交付国債	0.34	0.23
出資国債	2.03	1.95
抛出国債	0.23	0.18
預金保険機構特例業務基金国債	3.94	-
日本国有鉄道清算事業団債券等承継国債	5.41	5.20
出納整理期間発行分	2.07	3.69
政府保有額(年度末残高)	144.46	160.48
財政融資資金特別会計	64.13	58.23
国債整理基金特別会計	0.16	0.04
郵便貯金特別会計	48.30	62.08
簡易生命保険特別会計	31.76	39.08
貸借対照表計上額	306.20	348.01
年度末残高	303.78	343.85
出納整理期間発行分	2.07	3.69
債券発行差金	0.34	0.45

(注) 計数は額面額。百億円未満は切り捨て。

(参考2) 公債償還年次表

(単位:兆円)

平成15年度	92.23	平成23年度	34.36	平成31年度	1.79
平成16年度	58.44	平成24年度	27.80	平成32年度	3.67
平成17年度	47.70	平成25年度	1.01	平成33年度	3.57
平成18年度	59.99	平成26年度	1.53	平成34年度	4.02
平成19年度	55.73	平成27年度	4.84	平成41年度	0.49
平成20年度	44.02	平成28年度	6.19	平成42年度	0.69
平成21年度	22.28	平成29年度	7.68	平成43年度	0.59
平成22年度	23.14	平成30年度	2.99	平成44年度	0.89
				計	505.80

(注1) 本表は、平成14年度末残高(出納整理期間発行分を含む)のうち、内国債について年次別に償還予定のあるものを計上している。したがって、合計額は上表の内国債残高(償還未払分を除く)+出納整理期間発行分と一致しない。

(注2) 百億円未満は切り捨て。

## (5) 郵便貯金

郵便貯金を計上している。

(参考) 郵便貯金の内訳

(単位：兆円)

	平成 13 年度 (平成 14 年 3 月 31 日現在)	平成 14 年度 (平成 15 年 3 月 31 日現在)
通常貯金	48.03	51.06
積立貯金	0.53	0.47
住宅積立貯金	0.00	0.00
教育積立貯金	0.00	0.00
定額貯金	175.02	167.03
財形定額貯金	0.87	0.82
定期貯金	14.86	13.83
貸借対照表計上額	239.34	233.24

(注)百億円未満は切り捨て。

## (6) 公的年金預り金

公的年金の負債計上について

平成13年度版までの国の貸借対照表(試案)においては、「国の貸借対照表作成の基本的考え方」(平成12年10月)に則り、案1から案3までの3つの考え方にしたがって負債の計上を行ってきたところである。このうち、案2及び案3については、財政再計算結果による推計額を用いることとしており、直近である平成11年の財政再計算結果の推計額をベースに算出してきた。

しかしながら、平成16年6月に行われた年金制度改正において、給付水準と保険料水準の見直しや国庫負担割合の見直し等が行われるなど、厚生年金及び国民年金の財政の仕組みが変更され、また、これを前提とし、平成16年4月1日を基準日とした財政再計算が新たに行われていることから、平成11年の財政再計算結果による推計額を用いて案2及び案3の額を示すことは、国の貸借対照表(試案)の読者に誤解を生じさせるおそれがある。

そこで、平成14年度版では、案1の「公的年金預り金」のみを負債計上するが、これまで示してきた案2及び案3による負債額の表示は行わないこととした。(平成16年の年金制度改正における新たな財政の仕組み等については41頁参照)

(参考) 「国の貸借対照表作成の基本的考え方」における公的年金の負債計上の考え方

案1: 過去期間に対応した将来の年金支払を負債と認識せず、政府が現に保有する積立金のみについて、資産と見合いで「公的年金預り金」を負債計上する。 (注) 国家公務員共済年金、農林共済年金、私学共済年金の積立金は、それぞれ、国家公務員共済組合連合会、農林漁業団体職員共済組合、日本私立学校振興・共済事業団において積み立てられているので、計上されない。
案2: 財源により負債計上の適否を判断し、将来の保険料収入分は、雇用主、被保険者という国外部の者により将来給付の財源が負担されることが現行制度の下で予定されていることから、過去期間に対応した給付現価のうち積立金と国庫負担分のみを負債計上する。 (注) 国家公務員共済年金、農林共済年金、私学共済年金についても、厚生年金・国民年金同様、国庫負担分を負債計上する。
案3: 国が、国庫負担とあわせて、給付現価をもとに将来の保険料引上げを行い、公的年金を支給する義務を負うことから、過去期間に対応した給付現価全額を負債計上する。 (注) 国家公務員共済年金については、将来保険料収入分に関して、雇用主としての国の負担分(将来保険料率収入により賄われる分の2分の1)を計上する。

厚生年金と農林共済年金の統合による厚生年金の積立金について

厚生年金と農林共済年金は、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）に基づき、平成14年4月1日に統合された。

統合に伴い、農林共済年金から統合前の加入期間を算定の基礎とする給付に要する費用に係る積立金に相当する金額が厚生年金に納付されており、平成14年度末の厚生年金の積立金には当該納付金額に相当する金額（約1.6兆円）が含まれている。

(参考) 公的年金預り金の内訳

(単位:兆円)

	平成13年度 (平成14年3月31日現在)	平成14年度 (平成15年3月31日現在)
国民年金積立金	12.40	12.50
厚生年金積立金	145.30	149.14
貸借対照表計上額	157.70	161.64

(注) 百億円未満は切り捨て。

## (7) 前受金

未経過保険料等の前受金及び前受収益を計上している。

(参考) 前受金の内訳

(単位:兆円)

	平成13年度 (平成14年3月31日現在)	平成14年度 (平成15年3月31日現在)
未経過保険料	19.59	18.95
その他	0.18	0.17
貸借対照表計上額	19.77	19.13

(注) 百億円未満は切り捨て。

## (8) 引当金

退職給付引当金

退職給付引当金には、退職給与引当金（勤続年数別の職員数に各平均給与及び勤続年数に基づく支給率(自己都合退職の支給率)を乗じて算出)のほか、恩給、国家公務員共済年金の恩給期間分及び遺族補償年金に係る引当金を計上している。

(参考) 退職給付引当金の内訳

(単位:兆円)

	平成13年度 (平成14年3月31日現在)	平成14年度 (平成15年3月31日現在)
退職給与引当金	8.64	8.58
恩給	10.04	9.10
国家公務員共済年金の恩給期間分	6.23	5.82
遺族補償年金引当金	0.10	0.09
貸借対照表計上額	25.01	23.62

(注) 百億円未満は切り捨て。

賞与引当金

6月支給の期末手当、勤勉手当につき、それぞれ3月31日までの期間に対応する部分(期

未手当3月分、勤勉手当12～3月分)を計上している。

### (9) 保険準備金

保険特別会計における責任準備金、危険準備金等を計上している。

(参考)保険準備金の内訳

(単位:兆円)

	平成13年度 (平成14年3月31日現在)	平成14年度 (平成15年3月31日現在)
責任準備金等(簡易生命保険特別会計)	104.91	102.37
労災保険積立金(労働保険特別会計)	7.67	7.62
責任準備金(自動車損害賠償保障事業特別会計)	1.89	0.78
責任準備金(地震再保険特別会計)	0.79	0.84
異常危険準備金(貿易再保険特別会計)	0.37	0.39
満期保険責任準備金(漁船再保険及漁業共済保険特別会計)	0.00	0.00
貸借対照表計上額	115.65	112.02

(注)百億円未満は切り捨て。

### (10) その他

保管金等(供託金、契約保証金等として国が保管している現金・預金の見合科目として計上したもの)、財政融資資金預託金(財政融資資金預託金総額から政府預託額を差引いたもの)及びその他の負債(発行済貨幣額等)を計上している。

(参考1)その他の内訳

(単位:兆円)

	平成13年度 (平成14年3月31日現在)	平成14年度 (平成15年3月31日現在)
保管金等	2.77	5.51
財政融資資金預託金	7.53	7.46
その他の負債	7.12	6.12
貸借対照表計上額	17.43	19.10

(注)百億円未満は切り捨て。

(参考2)財政融資資金預託金の内訳

(単位:兆円)

	平成13年度 (平成14年3月31日現在)	平成14年度 (平成15年3月31日現在)
財政融資資金預託金	371.03	320.52
政府預託額	363.49	313.05
郵便貯金特別会計	207.60	177.73
厚生保険特別会計	119.71	102.79
その他	36.17	32.52
貸借対照表計上額	7.53	7.46
政府関係機関	1.02	0.82
共済組合	6.23	6.38
その他	0.27	0.25

(注)百億円未満は切り捨て。

. 資産・負債差額の部

資産と負債の差額を計上している。

## 5. その他の説明事項

### I. 偶発債務

偶発債務とは、現在はまだ現実の債務ではないが、将来、一定の条件が成立するなどにより、発生する可能性のある債務である。

#### (1) 保証債務及び損失補償債務負担額（平成14年度末現在）

(単位:百万円)

事 項	外貨額	円貨額
国民生活債券の元利払保証	-	360,000
住宅金融公庫債券の元利払保証	-	711,600
農林漁業金融公庫債券の元利払保証	-	28,000
中小企業債券の元利払保証	-	2,540,100
公営企業債券の元利払保証	-	16,712,160
日本政策投資銀行債券の元利払保証	-	320,000
国際協力銀行債券の元利払保証	-	25,000
道路債券の元利払保証	-	6,383,530
首都高速道路債券の元利払保証	-	207,860
水資源開発債券の元利払保証	-	50,000
阪神高速道路債券の元利払保証	-	80,150
鉄道建設債券の元利払保証	-	526,306
新東京国際空港債券の元利払保証	-	24,652
石油債券の元利払保証	-	248,234
石油公団借入金の元利払保証	-	1,564,574
本州四国連絡橋債券の元利払保証	-	120,250
都市基盤整備債券の元利払保証	-	360,050
金属鉱業債券の元利払保証	-	18,782
金属鉱業事業団借入金の元利払保証	-	11,950
環境事業団借入金の元利払保証	-	2,500
社会福祉・医療事業団債券の元利払保証	-	40,020
運輸施設整備事業団債券の元利払保証	-	391,320
運輸施設整備事業団借入金の元利払保証	-	37,000
農業者年金基金借入金の元利払保証	-	56,047
核燃料サイクル開発機構借入金の元利払保証	-	24,679
預金保険機構債券の元利払保証	-	6,120,000
預金保険機構借入金の元利払保証	-	14,753,600
空港周辺整備機構借入金の元利払保証	-	980
「保険業法」第262条第2項第1号に掲げる免許を受けた保険会社をその会員とする法人の借入金に係る債務	-	136,000
電源開発株式会社社債の元利払保証	-	586,240
関西国際空港株式会社社債の元利払保証	-	323,400
東京湾横断道路株式会社社債の元利払保証	-	374,090
民間都市開発推進債券の元利払保証	-	9,215
民間都市開発推進機構借入金の元利払保証	-	779,470
中部国際空港株式会社社債の元利払保証	-	205,010
銀行等保有株式取得機構借入金の元利払保証	-	187,003
日本政策投資銀行外貨債券等の元利払等保証	-	675,555
	百万ドル	750
	百万ポンド	450
	百万スイフラン	340
	百万ドイツマルク	300
	百万ユーロ	750
	百万円	-
		90,150
		85,252
		29,909
		17,871
		97,372
		355,000



事 項	外貨額	円貨額
国際協力銀行外貨債券等の元利払等保証	-	1,240,964
百万ドル	5,600	673,120
百万ポンド	400	75,780
百万ドイツマルク	2,350	139,989
百万フランスフラン	3,500	62,160
百万ユーロ	500	64,915
百万円	-	225,000
東京都外貨地方債証券の元利払等保証	-	262,420
百万ドル	1,770	212,754
百万フランスフラン	1,700	30,192
百万ユーロ	150	19,474
神戸市外貨地方債証券の元利払等保証	-	94,384
百万ドル	470	56,494
百万ポンド	200	37,890
横浜市外貨地方債証券の元利払等保証	-	137,266
百万スイスフラン	235	20,672
百万ドル	970	116,594
公営企業金融公庫外貨債券等の元利払等保証	-	952,706
百万ドル	3,500	420,700
百万スイスフラン	760	66,857
百万ドイツマルク	1,000	59,570
百万ポンド	530	100,408
百万オランダギルダー	300	15,861
百万フランスフラン	1,000	17,760
百万ニューゼalandドル	100	6,635
百万ユーロ	500	64,915
百万円	-	200,000
中小企業金融公庫外貨債券等の元利払等保証	-	38,949
百万ユーロ	300	38,949
日本道路公団外貨債券等の元利払等保証	-	502,356
百万ドル	3,850	462,770
百万スイスフラン	450	39,586
電源開発株式会社外貨債券等の元利払等保証	-	102,425
百万フランスフラン	1,800	31,968
百万ユーロ	250	32,457
百万円	-	38,000
関西国際空港株式会社外貨債券等の元利払等保証	-	101,518
百万ドル	200	24,040
百万カナダドル	200	16,338
百万ポンド	115	21,786
百万スイスフラン	220	19,353
百万円	-	20,000
東京湾横断道路株式会社外貨債券等の元利払等保証	-	106,428
百万ドル	600	72,120
百万スイスフラン	390	34,308
原子力事業者損失補償	-	1,624,000

事 項	外貨額	円貨額
合 計	-	60,158,749
百万ドル	17,710	2,128,742
百万フランスフラン	8,000	142,080
百万ポンド	300	15,861
百万カナダドル	200	16,338
百万スイスフラン	1,695	321,117
百万ドイツマルク	3,650	217,430
百万スイスフラン	2,395	210,688
百万ニューゼalandドル	100	6,635
百万ユーロ	2,450	318,083
百万円	-	56,781,773

(注1) 単位未満は切り捨て。

(注2) 平成13年度末現在の「保証債務及び損失補償債務負担額」の合計は、60,270,772(百万円)であり、詳細は「平成13年度版」26頁の通りである。

(2) 係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの(平成14年度末現在)

(単位:百万円)

事 件 名	訴訟額
東京大気汚染公害差止等請求事件 〔東京地裁平成8年(ワ)第10131号,平成9年(ワ)第11018号,平成10年(ワ)第23720号,平成12年(ワ)第24148号〕	11,659
法人税更正処分等取消請求事件 (最高裁平成11年(行ノ)第58号)	10,397
嘉手納基地騒音差止等請求事件 (那覇地裁沖縄支部平成12年(ワ)第92号)	6,266
合祀絶止・遺骨返還・損害賠償等請求事件 (東京地裁平成13年(ワ)第13581号)	4,209
北海道じん肺訴訟 (札幌高裁平成11年(ホ)第312号,札幌地裁平成11年(ワ)第419号,平成11年(ホ)第152号)	3,717
横田基地夜間飛行差止等請求事件 〔東京地裁八王子支部平成6年(ワ)第2929号,平成8年(ワ)第763号,平成9年(ワ)第327号,平成10年(ワ)第895号,平成12年(ワ)第2256号〕	3,446
厚木基地航空機離着陸損害賠償請求事件 (横浜地裁平成9年(ワ)第4237号,平成10年(ワ)第474号,平成10年(ワ)第1278号)	2,746
内航海運暫定措置事業にかかる損害賠償請求事件 (広島地裁平成11年(ワ)第1191号,平成13年(ワ)第800号)	2,966
審決取消請求事件 (最高裁平成14年(行ヒ)第72号)	2,144
損害賠償請求控訴事件(関西水俣病事件) (大阪高裁平成6年(ホ)第1969号)	1,895
金剛生駒紀泉国定公園内不許可処分に係る国家賠償請求訴訟 (大阪地裁平成11年(ワ)第13967号)	1,192
その他	45,673
合 計	99,090

(注1) 訴訟の見込みに関わらず、全ての訴訟額を記載している。

(注2) 訴訟額10億円以上の事件について、事件名を記載している。

(注3) 単位未満は切り捨て。

(注4) 平成13年度末現在の「係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの」の合計は、113,098(百万円)であり、詳細は「平成13年度版」28頁の通りである。

( 3 ) その他の主要な偶発債務 (平成 14 年度末現在)

名称等	概要等
被災者生活再建支援金支給事業	自然災害が起こり、被災世帯となった世帯主に対し、都道府県が支援金を支給すると、国は政令で定めるところにより、その支援金の費用の一部を負担する義務が生じる。
災害救助費負担金	災害が起こり、必要な救助を行うための費用を都道府県が支弁すると、国は政令で定めるところにより、その救助費の一部を負担する義務が生じる。
災害弔慰費等負担金	自然災害により死亡した住民の遺族に対し市町村 (特別区を含む) が災害弔慰金を支給すると、国はその弔慰金の費用の一部を負担する義務が生じる。
公共土木施設災害復旧事業費	災害により施設が被災すると、その被災した施設を原形に復旧する、又は代わるべき必要な施設の工事を施行する事業について、国はその事業費の一部を負担する義務が生じる。
支払再保険金	地震等の災害が起こると、国に支払義務が生じる (1 回の地震等の災害により国が支払うべき再保険金の限度額は 3 兆 7,526.7 億円である)。

(注)平成 13 年度末現在の「その他の主要な偶発債務」は、「平成 13 年度版」29 頁の通りである。

## II . 未履行債務

未履行債務とは、国が法律や契約に基づき将来的に支払う義務を負うものであり、具体的な金額の確定等の後、負債に計上されることとなる。

### ( 1 ) 繰越債務負担によるもの

(単位：兆円)

	平成13年度 (平成14年3月31日現在)	平成14年度 (平成15年3月31日現在)
歳出予算の繰越債務負担額	3.50	3.20
継続費による繰越債務負担額	0.33	0.39
国庫債務負担行為による繰越債務負担額	5.65	5.44
合 計	9.49	9.04

(注)百億円未満は切り捨て。

### ( 2 ) 条約により国が履行する義務を負うもの

(平成 14 年度末現在)

条 約	概 要 等
化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約	国は、この条約に従い、化学兵器を廃棄するなどの義務を負っている (中国遺棄化学兵器処理事業等)。
対人地雷の使用、貯蔵、生産及び移譲の禁止並びに廃棄に関する条約	国は、この条約に従い、対人地雷を廃棄するなどの義務を負っている。

(注)平成13年度末現在の「条約により国が履行する義務を負うもの」は、「平成13年度版」29頁の通りである。

### III . 図書館の蔵書数等

国が保有する物品のうちで、重要物品に該当しないもの(図書、美術品等)については、物品台帳に数量が記載されているが、一部を除き価額は記載されていないため、国の貸借対照表にはこれらの物品は資産計上していない。国立国会図書館資料の数量情報は以下の通りである。

国立国会図書館資料所蔵統計(平成 14 年度末現在)

	単位	現在数
(1) 図書		
和漢書	冊	5,650,588
洋書	冊	2,263,872
図書計		7,914,460
(2) 逐次刊行物		
国内雑誌	種	112,608
国内新聞	種	7,428
外国雑誌	種	54,507
外国新聞	種	1,556
逐次刊行物計		176,099
(3) 非図書資料		
マイクロフィルム	巻	382,709
マイクロフィッシュ	枚	7,065,504
マイクロプリント	枚	300,108
ビデオ・ディスク	枚	28,531
ビデオ・カセット	巻	5,761
スライド	枚	122,576
レコード	枚	491,110
カセット・テープ	巻	24,220
オープン・テープ	巻	23,212
磁気テープ	巻	67
磁気ディスク	枚	1,626
ICカード	枚	262
光ディスク	枚	35,072
地図	枚	436,725
地図	冊	39,275
楽譜	枚	9,590
楽譜	冊	2,204
カード式資料	枚	16,695
静止画像資料	枚	86,511
博士論文	人分	404,656
文書類	点	260,012
新聞切抜資料	枚	2,009,226
点字・大活字資料	冊	22,997
その他	点	2,827
非図書資料計		11,771,476
合計		19,862,035

(注) 平成 13 年度末現在の「国立国会図書館資料所蔵統計」の合計は、19,216,074 であり、詳細は「平成 13 年度版」30 頁の通りである。

## 参考資料

### 1. 特殊法人等も含めた連結貸借対照表

民間企業における連結財務諸表制度は昭和 50 年 6 月に企業会計審議会が公表した「連結財務諸表の制度化に関する意見書」に基づき、昭和 52 年 4 月以後開始する事業年度から導入され、証券取引法適用会社は連結財務諸表の作成・公開が義務付けられるようになった。平成 9 年 6 月の見直しでは、有価証券報告書及び有価証券届出書における記載順序が従来の個別・連結から連結・個別の順へ変更されるなど、連結財務諸表がより重視されるようになった。この背景には、経済行為の複雑化、グローバル化に伴う企業経営の多角化・国際化の進行のため、企業単体よりも企業集団の財務情報の有用性が高まったことがある。

国の財政事情を説明するに当たっても、特殊法人等の中にはその経営にあたり、国から出資金及び経常的な補助金等が交付され、また、人事や業務方法等に主務大臣の認可が必要であるなど、国と経済的・経営的一体性を有すると考えられ、国と一体として財政事情に関する説明責任を果たすべき法人がある。しかしながら、こうした法人の連結については、「国の貸借対照表作成の基本的考え方」において、「今後、検討を進めていくべき課題であるが、どの範囲の法人までが国と一体として会計上の説明責任を果たすべき対象となるか等、十分な検討を要する」とされ、「平成 11 年度版」までの作成に当たっては連結を見送ってきたところであるが、「平成 12 年度版」の作成に当たっては、特殊法人等の特殊性を考慮した上で、企業会計における支配力基準・影響力基準の考え方を取り入れた連結貸借対照表を作成し参考資料として公表した。「平成 13 年度版」の作成に当たっては、中央省庁等改革において国の行政組織等の減量・効率化を図るために新たに導入された独立行政法人制度に基づき、平成 13 年 4 月から新たに 57 の独立行政法人が設立されたことを受けて、「平成 12 年度版」において連結を行った特殊法人及び認可法人に加えて、これらの法人についても連結対象としたところである。「平成 14 年度版」の作成に当たっては、さらに 2 の独立行政法人が設立されたことを受けて、59 の独立行政法人を連結対象としている。

なお、特殊法人等も含めた連結貸借対照表の作成に当たっては、国(一般会計及び特別会計)、特殊法人、認可法人及び独立行政法人がそれぞれ異なった作成指針により作成した財務諸表を基に連結作業を行っていることから、参考資料としての位置付けとしている。

(参考資料)

**連結貸借対照表**

(平成15年3月31日現在)

(単位：兆円)

〔資産の部〕		〔負債及び資産・負債差額の部〕	
		〔負債の部〕	
現金・預金	49.07	未払金	14.06
金銭信託	51.84	借入金	46.83
有価証券	105.19	政府短期証券	44.99
未収金	20.08	特殊法人債券	38.92
貸付金	291.30	公債	322.80
貸倒引当金	6.54	郵便貯金	233.24
有形固定資産		公的年金預り金	173.68
建物及び工作物	156.12	前受金	20.04
機械器具	8.35	引当金	
立木	6.80	退職給付引当金	25.14
土地	79.54	賞与引当金	0.87
建設仮勘定	15.95	その他の引当金	4.16
その他	3.27	保険準備金	125.47
無形固定資産	1.10	その他	16.94
出資金	8.14	負債合計	1,067.20
その他	24.30		
		〔資産・負債差額の部〕	
		資産・負債差額	252.61
		(うち国以外の出資)	1.62)
資産合計	814.58	負債及び資産・負債差額合計	814.58

(注1) 百億円未満は切り捨て。

(注2) 公的年金の負債については、積立金相当額を「公的年金預り金」として計上している。これまで作成してきた別表(「公的年金預り金」のほか、過去期間に対応した給付現価の一部又は全部を「公的年金負債」として計上)は、年金制度改正が行われ、これを前提とした財政再計算により将来給付見込額が変更されていることから、作成していない。(詳細は17頁参照)

## ( 1 ) 作成上の前提

### 連結対象法人

#### . 連結の範囲決定基準

連結の対象とすべき特殊法人、認可法人及び独立行政法人（以下、「特殊法人等」）は、国と一体として財政事情に関する説明責任を果たすべき法人であり、対象の範囲は、以下の考え方に基づいて判断する。

#### ( 1 ) 特殊法人・認可法人

特殊法人・認可法人は、特別の法律に基づき、特別の設立行為をもって（特殊法人）あるいは主務大臣の認可を受けて（認可法人）設立される法人であり、その組織及び事業の内容は多種多様なものであるため、国の事業との関連の度合いや国との財政面でのつながりについても法人ごとに事情が異なっている。したがって、連結の対象としては、特殊法人・認可法人の全てを対象とするのではなく、国の出資又は補助金等（業務の円滑な運営に資するための補助金に限る。）の交付がなされている法人を考慮することとする。ただし、国の出資が行われている特殊法人のうち、日本中央競馬会は設立の経緯において国からの現物出資が行われたのみであり運営費の補助も行われていないこと、社会保険診療報酬支払基金は国からの出資が僅か40万円であり同じく運営費の補助も行われていないことから、国からの実質的な出資が認められないと考えられるため、連結の対象外とすることとする。

- ・ 特殊法人 総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第15号に規定する法律により直接設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされる法人
- ・ 認可法人 総務省設置法第4条第19号八に規定する特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人

また、特殊法人等の組織形態は、最高意思決定機関が株主総会でない場合がほとんどであり、また国から特殊法人等への出資が当該法人を支配することを目的とするのではなく、特殊法人等の事業運営のための基本的財産や事業資金を出資金として付与しているケースも多く、そのような場合には、出資があるからといって必ずしも支配があるとは言いがたいことから、さらに次に掲げる基準を用いて連結範囲を決定する。ただし、法令上業務運営の自主性が規定されている日本銀行は連結対象から除く。

#### 【基準】

人事や業務方法等の認可を通じた国の相当程度の関与があること。  
（連結財務諸表原則第三の一の二に規定される支配力基準に相当）

#### 【基準】

人事や業務方法等の認可を通じた国の相当程度の関与はないが、国の重要な影響があること。  
（連結財務諸表原則第三の八の二に規定される影響力基準に相当）

個別法人の判定にあたっては、主務大臣による役員の代表の任命等の有無、主務大臣による業務方法書の認可の有無、主務大臣による予算又は事業計画の認可の有無、主務大臣による決算の承認の有無等に基づいて基準、基準を適用する。

(注) 上記基準の下で、連結の対象外とした特殊法人・認可法人は、日本電信電話株式会社及び日本たばこ産業株式会社の2社である。

## (2) 独立行政法人

独立行政法人制度は、中央省庁等改革の一環として、国民のニーズに即応した効率的な行政サービスの提供等を実現するために、政策の企画立案機能と実施機能とを分離し、事務・事業の内容・性質に応じて最も適切な組織・運営の形態を追求するとともに、実施部門のうち一定の事務・事業について、事務・事業の垂直的減量を推進しつつ、効率性の向上、質の向上及び透明性の確保を図ることを目的として設立されたものであり、平成11年に制定された独立行政法人通則法において、その事業の性格や組織の形態、国の関与の仕組みが統一的に定められている。

独立行政法人通則法第2条において、「独立行政法人とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として設立される法人」であるとされ、また同法第3条においては、「独立行政法人は、その行う事務及び事業が国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要なものであることにかんがみ、適正かつ効率的にその業務を運営するよう努めなければならない」とされているなど、独立行政法人については、その事務及び事業の公共的な性格が明らかにされている。これを踏まえれば、国の事業との関連の度合いの観点からは、基本的には全ての独立行政法人を国の貸借対照表の連結の対象とすることが考えられる。

また、独立行政法人通則法においては、独立行政法人の長は主務大臣が任命することとされており、また業務方法書や、業務運営に関する中期目標とそれを達成するための中期計画を主務大臣の認可にかからしめていることから、全ての独立行政法人は、(1)における【基準】に該当することになると考えられる。

上記を踏まえ、「平成14年度版」においても、全ての独立行政法人を連結の対象としている。



・連結対象法人

【基準】に該当する特殊法人等は、以下の136法人である。

〔特殊法人〕(54)

緑資源公団	金属鉱業事業団	日本学術振興会
石油公団	中小企業総合事業団	核燃料サイクル開発機構
地域振興整備公団	運輸施設整備事業団	放送大学学園
日本道路公団	環境事業団	日本体育・学校健康センター
首都高速道路公団	沖縄振興開発金融公庫	日本労働研究機構
阪神高速道路公団	公営企業金融公庫	心身障害者福祉協会
水資源開発公団	国民生活金融公庫	勤労者退職金共済機構
日本鉄道建設公団	農林漁業金融公庫	雇用・能力開発機構
新東京国際空港公団	中小企業金融公庫	年金資金運用基金
本州四国連絡橋公団	住宅金融公庫	農林漁業団体職員共済組合
都市基盤整備公団	国際協力銀行	農業者年金基金
簡易保険福祉事業団	日本政策投資銀行	日本貿易振興会
国際協力事業団	北方領土問題対策協会	新エネルギー・産業技術総合開発機構
宇宙開発事業団	国民生活センター	
科学技術振興事業団	国際交流基金	奄美群島振興開発基金
日本私立学校振興・共済事業団	日本育英会	国際観光振興会
労働福祉事業団	日本原子力研究所	公害健康被害補償予防協会
社会福祉・医療事業団	理化学研究所	
農畜産業振興事業団	日本芸術文化振興会	

〔認可法人〕(23)

総合研究開発機構	海洋科学技術センター	農林漁業信用基金
自動車安全運転センター	医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構	情報処理振興事業協会
預金保険機構	日本障害者雇用促進協会	基盤技術研究促進センター
通信・放送機構	海洋水産資源開発センター	産業基盤整備基金
平和祈念事業特別基金	農水産業協同組合貯金保険機構	日本下水道事業団
国家公務員共済組合連合会	野菜供給安定基金	自動車事故対策センター
日本万国博覧会記念協会	生物系特定産業技術研究推進機構	海上災害防止センター
通関情報処理センター		空港周辺整備機構

〔独立行政法人〕(59)

国立公文書館	教員研修センター	水産総合研究センター
通信総合研究所	国立健康・栄養研究所	経済産業研究所
消防研究所	産業安全研究所	工業所有権総合情報館
酒類総合研究所	産業医学総合研究所	日本貿易保険
国立特殊教育総合研究所	農林水産消費技術センター	産業技術総合研究所
大学入試センター	種苗管理センター	製品評価技術基盤機構
国立オリンピック記念青少年総合センター	家畜改良センター	土木研究所
国立女性教育会館	肥飼料検査所	建築研究所
国立青年の家	農薬検査所	交通安全環境研究所
国立少年自然の家	農業者大学校	海上技術安全研究所
国立国語研究所	材木育種センター	港湾空港技術研究所
国立科学博物館	さけ・ます資源管理センター	電子航法研究所
物質・材料研究機構	水産大学校	北海道開発土木研究所
防災科学技術研究所	農業技術研究機構	海技大学校
航空宇宙技術研究所	農業生物資源研究所	航海訓練所
放射線医学総合研究所	農業環境技術研究所	海員学校
国立美術館	農業工学研究所	航空大学校
国立博物館	食品総合研究所	国立環境研究所
文化財研究所	国際農林水産業研究センター	駐留軍等労働者労務管理機構
	森林総合研究所	自動車検査独立行政法人

【基準】に該当する特殊法人は、以下の4法人である。

法人名
商工組合中央金庫
帝都高速度交通営団
電源開発株式会社
関西国際空港株式会社

#### 連結方針

本報告書1頁の貸借対照表をベースとして、基準に該当する特殊法人等において、特殊法人及び認可法人については「特殊法人等に係る行政コスト計算書作成指針」に基づき作成された民間企業仮定連結貸借対照表、独立行政法人については「独立行政法人会計基準」に基づき作成された貸借対照表を合算した上で、会計間の債権債務は全て相殺し、国及び特殊法人等が対外的に所有している資産・負債の額を計上する。また、基準に該当する特殊法人に関しては、当該法人に対する政府出資の額を従来の取得原価ではなく、該当法人の純資産を持分割合に応じて評価した額(以下、持分法)で計上する。

#### 作成基準日

作成基準日は、原則として年度末としている。ただし、国の会計には出納整理期間を有しているものがあるので、そのような会計については出納整理期間中の現金の受払いを終了した後の計数を末日の計数とみなして計上している。

#### 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

年度末時点における外国為替相場により換算している。(7頁参照)

## (2) 科目の説明

### ・資産の部

#### (ア) 現金・預金

日銀預金、銀行預金、手持ち現金等を計上している。

#### (イ) 金銭信託

特殊法人等が所有する金銭信託(特定金銭信託、指定金銭信託(合同運用及び単独運用)による運用資産で、運用対象は債券、株式等)について、時価で評価した額を計上している。

#### (ウ) 有価証券

出資金に計上すべきと考えられるものを除き、株式、債券等の有価証券を計上している。原則として取得原価で評価しているが、「売買目的有価証券」及び「その他の有価証券」に該当する有価証券で市場価格のあるものについては、各年度末の市場価格で評価している。

#### (エ) 未収金

国税収納金整理資金債権の収納未済額、並びに手数料、負担金、納付金、保険料、財産売払代金、貸付料、使用料、償還金、損害賠償金及び利息等の未収金、並びに未収収益等を計上している。

#### (オ) 貸付金

貸付金を計上している。

(参考)貸付主体別の内訳

(単位：兆円)

	平成14年度 (平成15年3月31日現在)
財政融資資金特別会計	84.61
住宅金融公庫	67.80
公営企業金融公庫	24.52
簡易生命保険特別会計	20.98
国際協力銀行	20.16
日本政策投資銀行	15.90
国民生活金融公庫	10.33
国債整理基金特別会計	5.16
年金資金運用基金	6.17
中小企業金融公庫	7.52
預金保険機構	5.75
農林漁業金融公庫	3.52
社会福祉・医療事業団	3.11
日本育英会	3.02
沖縄振興開発金融公庫	1.55
その他	11.11
貸借対照表計上額	291.30

(注)百億円未満は切り捨て。

(カ) 貸倒引当金

国：過去3カ年の債権の不納欠損実績に基づいて算出した額を計上している。なお、特別会計の貸借対照表において未収金償却引当金を計上している場合には、いずれか大きい金額をマイナス計上している。

特殊法人・認可法人：資金の貸付けを主たる業務として行っている法人については、「預金等受入金融機関に係る検査マニュアルについて」の整備について（平成12年5月1日金検第84号）に準じて計上している。それ以外の法人については「金融商品に係る会計基準」に準じて計上している。

独立行政法人：日本貿易保険について、債務国の債務返済実績等に応じて、経済産業大臣が定める算定方法（引当率）により計算した額を計上している。

(キ) 有形固定資産

国：国が所有している建物及び工作物、機械器具、立木、土地、建設仮勘定、その他の各科目を計上している。（評価方法については9頁参照）

特殊法人等：特殊法人等が所有している有形固定資産（建物及び工作物、機械器具、立木、土地、建設仮勘定、その他）について、償却資産については法人税法の基準を採用し定額法等により償却を行った額を、非償却資産については取得価額により計上している。なお、道路関係四公団の所有する道路資産については各路線毎に事業費を積み上げた上で、総事業費に対する各構造区間別（土工区間、高架橋区間、トンネル区間、橋梁区間等の構造）の事業費に占める割合を求め、各構造区間ごとの耐用年数に応じて定額法（残存価格10%）により減価償却した額を計上している。（詳細については、「特殊法人等に係る行政コスト計算書作成指針」4頁参照）

(参考) 有形固定資産の内訳

(単位：兆円)

	内 訳	平成14年度 (平成15年3月31日現在)	
		金 額	計
建物及び工作物	建物	19.92	156.12
	工作物	9.08	
	道路四公団道路施設	30.66	
	公共用財産施設	96.44	
機械器具		8.35	8.35
立木		6.80	6.80
土地	土地	38.69	79.54
	道路四公団道路土地	8.79	
	公共用財産土地	32.05	
建設仮勘定		15.95	15.95
その他	船舶	1.82	3.27
	航空機	1.44	

(注) 百億円未満は切り捨て。

(ク) 無形固定資産

地上権・地役権・鉱業権・特許権・著作権・商標権等を計上している他、ソフトウェア等を計上している。

(注)ソフトウェアについては、「研究開発費等に係る会計基準」に準じて計上している。

(参考)無形固定資産の内訳

(単位:兆円)

	平成14年度 (平成15年3月31日現在)
地上権、地役権及び鉱業権	0.49
特許権、著作権、商標権等	0.01
ソフトウェア	0.41
その他の無形固定資産(借地権、電話加入権等)	0.17
貸借対照表計上額	1.10

(注)百億円未満は切り捨て。

(ケ) 出資金

国 : 「国有財産増減及び現在額総計算書」における政府出資等のうち、国が政策目的を持って保有しているものを取得原価で計上している。なお、基準に該当する法人に対する出資金については持分法により評価した額で計上している。

特殊法人等 : 特殊法人等の所有する関連会社に対する出資額について持分法により評価した額及び資金供給業務として行う子会社及び関連会社以外への出資等の価額を計上している。

(コ) その他

たな卸資産

作業資産、商品、製品・半製品、仕掛品、原材料、消耗品で貯蔵中のもの、売却を予定している不動産及び国家備蓄原油等を計上している。計上方法については、

国 : 原則として取得原価とするが、食糧管理特別会計の保有する米・麦等のたな卸資産については、予定経費から見込経費(保管料や金利等)を減額した価額等により計上している。

特殊法人等 : 原則として取得原価で計上するが、時価が取得原価より著しく下落した場合には、回復する見込みがあると認められるときを除き、時価をもって計上している。

前払金及び前払費用

保険料・賃貸料等の既支払額のうち次期以降に係る部分、前金払又は概算払をした経費で、それに見合う役務の履行が行われていないもの等、決算期において未だ提供されていない役務に対する支払額等の前払金及び前払費用を計上している。

### その他の債権等

その他の債権（公共事業地方負担金債権、特別引出権、貸付米、割賦譲渡元金、求償権等）及び敷金・保証金、生命保険資産、繰延税金資産等を計上している。

(参考)その他の内訳 (単位：兆円)

	平成14年度 (平成15年3月31日現在)
たな卸資産	7.54
前払金及び前払費用	0.61
その他の債権等	16.14
貸借対照表計上額	24.30

(注) 百億円未満は切り捨て。

## 負債の部

### (ア) 未払金

保険・共済事業における支払備金、固定金利による利子補給金、当年度分が翌年度に支払われるもの等の未払金及び未払費用等を計上している。

### (イ) 借入金

民間金融機関等からの借入金を計上している。

### (ウ) 政府短期証券

国及び特殊法人等以外の者が保有する政府短期証券（外国為替資金証券及び食糧証券）及び債券発行差金（証券の発行価額と額面価額の差額）を計上している。

(参考)政府短期証券の内訳 (単位：兆円)

	平成14年度 (平成15年3月31日現在)
政府短期証券発行残高	57.48
政府等保有額	12.48
国債整理基金特別会計	5.83
特殊法人等	6.65
政府等以外保有額	44.99
債券発行差金	0.00
貸借対照表計上額	44.99

(注) 百億円未満は切り捨て。

(エ) 特殊法人債券

国及び特殊法人等以外の者が保有する特殊法人債券（政府関係機関債券及び特別法人債券）及び債券発行差金（債券の発行価額と額面価額の差額）を計上している。

(参考)特殊法人債券の内訳

(単位：兆円)

	発行残高	政府等保有額	平成14年度 貸借対照表計上額
公営企業金融公庫	22.79	4.02	18.77
預金保険機構	6.12	1.51	4.60
日本道路公団	17.01	14.15	2.86
住宅金融公庫	2.89	0.27	2.62
中小企業金融公庫	4.45	1.93	2.52
国際協力銀行	1.58	0.07	1.51
日本政策投資銀行	1.59	0.42	1.17
本州四国連絡橋公団	2.85	1.80	1.04
その他	13.09	9.29	3.80
合計	72.43	33.50	38.92

(注1)債券名ではなく、発行機関名で整理している。

(注2)百億円未満は切り捨て。

(オ) 公債

国及び特殊法人等以外の者が保有する公債（普通国債・交付国債等）及び債券発行差金（公債の発行価額と額面価額の差額）を計上している。

(参考)公債の内訳

(単位：兆円)

	平成14年度 (平成15年3月31日現在)
公債発行残高	508.04
年度末残高(注2)	504.34
出納整理期間発行分	3.69
政府等保有額(年度末残高)	185.66
一般会計・特別会計(注2)	160.48
特殊法人等	25.17
貸借対照表計上額	322.80
年度末残高	318.68
出納整理期間発行分	3.69
債券発行差金	0.42

(注1)計数は、額面額。百億円未満は切り捨て。

(注2)内訳については、16頁参照。

(注3)公債償還年次表については、16頁参照。

(カ) 郵便貯金

郵便貯金を計上している。(内訳については17頁参照)

(キ) 公的年金預り金

国及び特殊法人等が現に保有する積立金について、資産と見合いで計上している。

(参考) 公的年金預り金の内訳 (単位: 兆円)

	平成14年度
国民年金積立金	12.50
厚生年金積立金	149.14
国家公務員共済年金積立金	8.71
私学共済年金積立金	3.32
貸借対照表計上額	173.68

(注) 百億円未満は切り捨て。

(ク) 前受金

未経過保険料等の前受金及び前受収益を計上している。

(参考) 前受金の内訳 (単位: 兆円)

	平成14年度 (平成15年3月31日現在)
未経過保険料	18.98
その他	1.06
貸借対照表計上額	20.04

(注) 百億円未満は切り捨て。

(ケ) 引当金

退職給付引当金

退職給与引当金のほか、恩給、国家公務員共済年金の恩給期間分及び遺族補償年金に係る引当金を計上している。

なお、退職給与引当金について、一般会計・特別会計及び独立行政法人においては期末要支給額方式により計算した額を、特殊法人・認可法人においては「退職給付に係る会計基準」、「同注解」及び「退職給付会計に関する実務指針」に基づき計算した額を計上している。

(注) 独立行政法人については、「独立行政法人会計基準」において、退職一時金に充てるべき財源措置が運営費交付金によって行われることが中期計画等で明らかにされている場合には退職手当に係る引当金を計上しないこととされているが、国との連結に際しては、法人ごとに期末要支給額方式による金額を計算した上で貸借対照表に計上することとしている。

(参考) 退職給付引当金の内訳 (単位: 兆円)

	平成14年度 (平成15年3月31日現在)
退職給与引当金	10.11
恩給	9.10
国家公務員共済年金の恩給期間分	5.82
遺族補償年金引当金	0.09
貸借対照表計上額	25.14

(注) 百億円未満は切り捨て。

賞与引当金



6月支給の期末手当、勤勉手当等につき、それぞれ3月31日までの期間に対応する部分を計上している。

その他の引当金

修繕引当金、債務保証損失引当金等将来の支出の増加又は収入の減少であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができるものを計上している。

(コ) 保険準備金

保険・共済事業における責任準備金等を計上している。

(参考) 保険準備金の内訳 (単位: 兆円)

	平成14年度 (平成15年3月31日現在)
簡易生命保険特別会計	102.37
中小企業総合事業団	9.13
労働保険特別会計	7.62
勤労者退職金共済機構	4.08
自動車損害賠償保障事業特別会計	0.78
地震再保険特別会計	0.84
その他	0.62
貸借対照表計上額	125.47

(注) 百億円未満は切り捨て。

(サ) その他

保管金等(供託金、契約保証金、預り金等)、財政融資資金預託金、その他の負債(寄託金、繰延税金負債、発行済貨幣額、仮受金、償還時補助金等)を計上している。

(参考1) その他の内訳 (単位: 兆円)

	平成14年度 (平成15年3月31日現在)
保管金等	5.93
財政融資資金預託金	1.25
その他の負債	9.76
貸借対照表計上額	16.94

(注) 百億円未満は切り捨て。

(参考2) 財政融資資金預託金の内訳 (単位: 兆円)

	平成14年度 (平成15年3月31日現在)
財政融資資金預託金	320.52
政府等預託額	319.27
郵便貯金特別会計	177.73
厚生保険特別会計	102.79
その他	38.73
貸借対照表計上額	1.25

(注) 百億円未満は切り捨て。

. 資産・負債差額の部

資産と負債の差額（特殊法人等については、国以外の出資及び持分を含む）を計上している。

(3) その他の説明事項

基準 に該当する特殊法人等における偶発債務の概要は以下の通りである。

(ア) 保証債務負担額 (平成14年度末現在)

(単位: 百万円)

法 人 名	円貨額
沖縄振興開発金融公庫	92
預金保険機構	3,560,308
農水産業協同組合貯金保険機構	6,268
国際協力銀行	629,082
日本政策投資銀行	87,715
雇用・能力開発機構	3
農畜産業振興事業団	30
農林漁業信用基金	59,099
石油公団	45,192
金属鉱業事業団	40
中小企業総合事業団	1,686
新エネルギー産業技術総合開発機構	3,483
産業基盤整備基金	19,708
奄美群島振興開発基金	17,646
合 計	4,430,352

(注1) 単位未満は切り捨て。

(注2) 平成13年度末現在の「保証債務負担額」の合計は、4,408,791百万円であり、詳細は「平成13年度版」49頁の通りである。

(イ) 係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの (平成14年度末現在)

(単位: 百万円)

事 件 名	訴訟額
損害賠償請求事件 (分譲値下訴訟) (東京高裁平成13年(ネ)第2318号、東京高裁平成15年(ネ)第1405号)	3,093
交付金決定処分取消等請求事件 (神戸地裁平成13年(行ウ)第6号)	2,539
その他	8,011
合 計	13,643

(注1) 訴訟の見込みに関わらず、全ての訴訟額を記載している。

(注2) 訴訟額10億円以上の事件について、事件名を記載している。

(注3) 単位未満は切り捨て。

(注4) 平成13年度末現在の「係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの」の合計は、13,910百万円であり、詳細は「平成13年度版」49頁の通りである。

## 2. 厚生年金・国民年金について

厚生年金・国民年金については、少子高齢化の一層の進行等社会経済情勢の変化に対応した持続可能な制度を構築し、制度に対する信頼を確保するため、平成16年6月、最終的な保険料の水準を法定し、年金額の水準を自動的に調整する制度を導入するとともに、基礎年金の国庫負担割合を2分の1に引き上げていくこととする等の制度改正が行われた。(以下、平成16年年金改正制度に関する厚生労働省資料を引用して作成している。)

### 1. 新しい厚生年金・国民年金の財政の仕組み

#### (1) 給付と負担の見直し

これまで厚生年金及び国民年金においては、物価や賃金の上昇に応じ年金額の改定を行う仕組み(物価スライド・賃金再評価)が採られ、他方、保険料(率)については、将来に向けて段階的に必要な引上げを行っていくこととされていた。

しかし、少子高齢化が急速に進行し、保険料負担が急激に増大することが予想されることから、これまでの年金制度に代えて、社会全体の所得や賃金の変動に柔軟に対応でき、将来の現役世代の負担と給付水準との適切なバランスを図った年金制度の構築が必要となってきた。

そこで、今回の年金制度改正において、財政均衡期間の最終年度における積立金の水準を給付費の1年分程度とし、概ね100年の間で給付と負担を均衡させる考え方を採用した上で、保険料水準を法定し、給付水準を調整する仕組みが導入された。なお、給付水準については、年金の受給開始時において現役世代の平均的な賃金との対比で適切な水準を確保することとされている。

#### (2) 保険料水準と給付水準

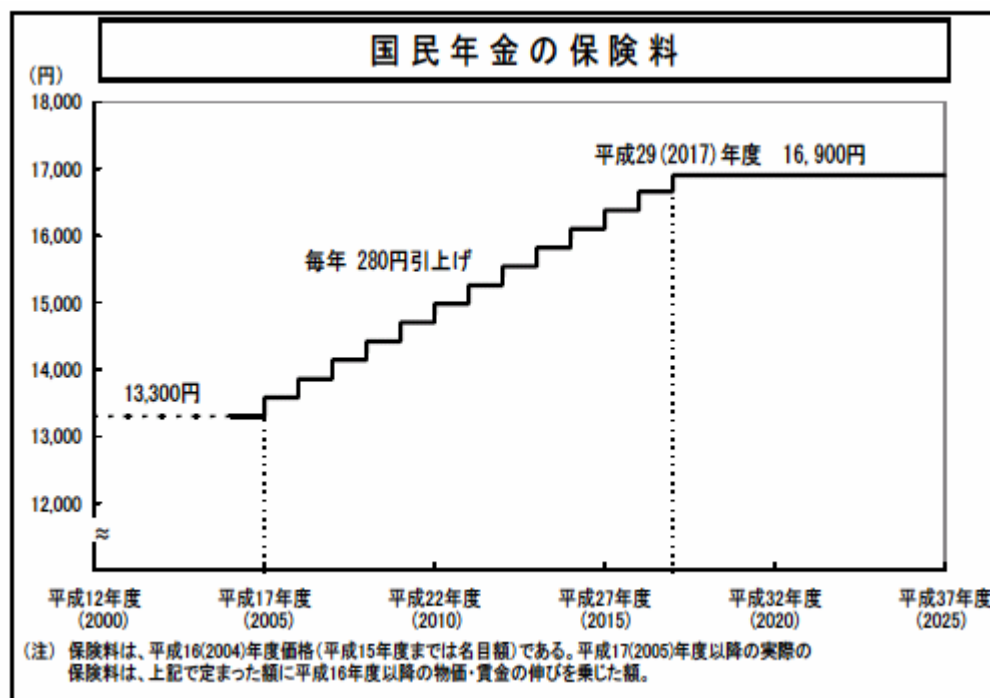
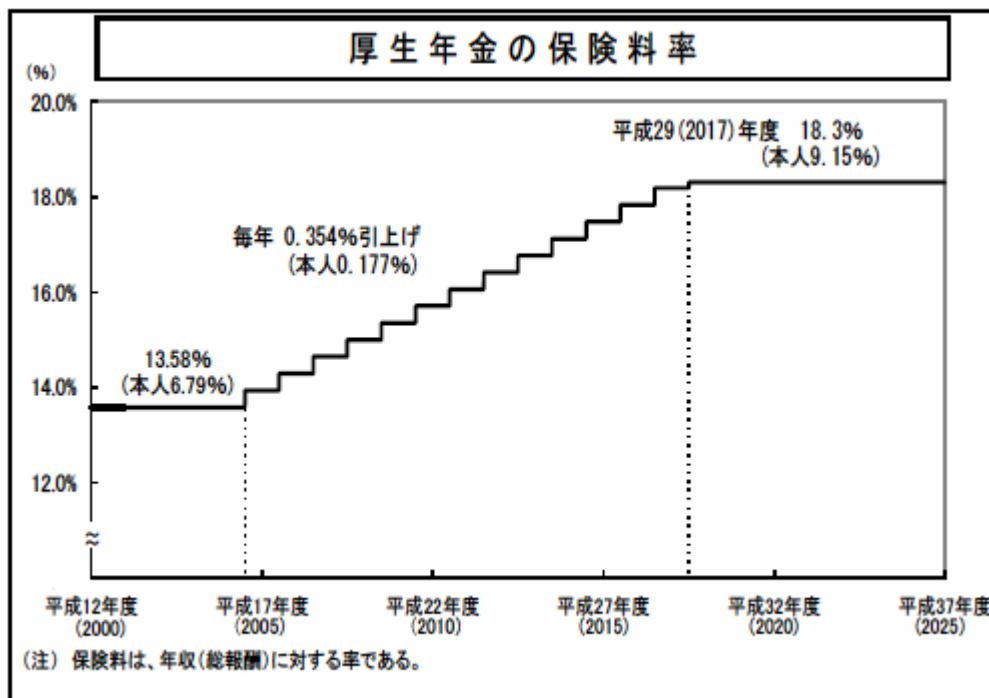
##### 保険料水準と給付水準

今回の年金制度改正においては、将来の現役世代の負担が過重なものとならないよう、最終的な保険料水準及びそれに至る各年度の保険料水準を法定し、その上で、少子化等の社会経済情勢の変動状況、年金を支える力である現役世代の保険料負担能力の動向に応じて、給付水準が自動的に調整される仕組みを導入することとされた。

具体的には、厚生年金の保険料率は、平成16(2004)年10月から毎年0.354%ずつ引き上げ、平成29(2017)年度以降は18.30%とすることとしている。また、国民年金の保険料(月額)は、平成17(2005)年4月から毎年280円(平成16年度価格)ずつ引き上げ、平成29(2017)年度以降は16,900円(平成16年度価格)としている。

給付水準については、標準的な年金受給世帯の年金受給開始時点における給付水準(夫婦の基礎年金を含む厚生年金)について、その時点の現役世代の平均収入の50%を上回る水準を確保することとしている(平成35(2023)年度以降50.2%)。

(注) 標準的な年金受給世帯とは、夫が平均的収入で40年間就業し、妻がその期間全て専業主婦であった世帯をいう。



(注1) 平成16年度価格とは、平成16年度の賃金水準を基準として価格表示したものである。実際に賦課される保険料額は、平成16年度価格の額に、賦課される時点までの賃金上昇率を乗じて定められる。したがって、その額は今後の賃金上昇の状況に応じて変化するものである。

(注2) 厚生年金の保険料負担は、平均的な被用者(月収36.0万円(ボーナスは年2回合計で月収3.6ヶ月分))の場合、毎年保険料率の引上げにより、月650円程度(ボーナス1回につき1,150円程度)保険料負担(被保険者分)が増加する。

#### マクロ経済スライドによる給付調整

保険料水準を固定する方式の下で年金財政を均衡させるためには、給付が固定された保険料水準による収入の範囲内で賄えるものとなるよう給付水準を調整する必要がある。そこで、概ね 100 年間の財政均衡期間にわたって財政の均衡を保つことができないと見込まれる場合には、以下の改定指標で年金額の改定を行うことにより、給付水準を自動的に調整することとしている（マクロ経済スライド）。

- 新規裁定者（65 歳未満の受給権者）：名目手取り賃金変動率 × 調整率
- 既裁定者（65 歳以上の受給権者）：物価変動率 × 調整率  
\*調整率：公的年金被保険者数変動率 × 0.997  
（平均的な年金受給期間（平均余命）の変化率の逆数等を勘案した一定率）

（参考）通常（財政が均衡すると見込まれる場合）は、以下の改定指標で年金額の改定を行う。

- 新規裁定者（65 歳未満の受給権者）：名目手取り賃金変動率
- 既裁定者（65 歳以上の受給権者）：物価変動率

（注）保険料水準を固定する方式では、保険料（率）の再計算は必要なくなったが、5年ごとにその時点以降の長期的な財政収支の見通しが作成され、マクロ経済スライドによる給付調整の要否を検証するとともに、マクロ経済スライドが行われる場合には、給付の調整期間や将来の給付水準の見通しが示されることとなる。

#### 積立金の水準

これまでの年金財政の計算にあたっては、遠い将来にわたって給付と負担を均衡させる考え方（永久均衡方式）が採用されていた。この結果、将来の高齢化率が高い見通しとなっている下では、運用収入を活用するため、積立金水準は将来にわたって一定の水準を維持することが必要とされていた。

今回の年金制度改正では、こうした仕組みに代えて、年金財政の計算上、給付と負担の均衡を図るべき期間を既に生まれている世代が概ね年金受給を終えるまでの期間として、100 年程度の期間について給付と負担の均衡を図る考え方（有限均衡方式）が採用された。有限均衡方式では、5 年ごとに行う財政の現況及び将来の見通しの作成ごとに、財政均衡期間を移動させることにより、少子化の状況や経済の見通しの状況などを踏まえながら、常に 100 年程度の期間で年金財政を見直していくことにより、将来にわたる財政均衡を確保することとしている。

この方式では、積立金水準について、財政均衡期間の最終年度における目標を設定することとなる。今後の年金財政計算では、遠い将来において少子化の状況の好転など現時点では予測できないような大きな変化が生じることも否定できないことを考慮し、将来に向けて積立金水準を抑制していくことを基本に考え、最終年度に積立金水準を給付費の 1 年分程度とすることとしている。

#### （3）基礎年金国庫負担金の引上げ

今回の年金制度改正においては、基礎年金の国庫負担割合について、所要の財源を確保した上で 2 分の 1 に引き上げていくこととされた。引き上げは平成 16 年度から着手し、平成 21 年度までに完了する。

（注）財政再計算においては、平成 20 年度までの間の基礎年金に係る国庫負担は、従来の

3分の1に、平成17(2005)～20(2008)年度は1000分の11を、平成16(2004)年度は272億円を加えたものとしている。

## II. 年金の財政見通し

### (1) 平成16年財政再計算の前提

平成16年財政再計算は、今回の法改正後の制度を前提とし、以下のような数値を用いて計算を行っている。

将来推計人口(少子高齢化の状況)の前提

- ・ 「日本の将来推計人口(平成14年1月推計)」の中位推計を使用。

< 中位推計の前提 >

合計特殊出生率		平均寿命	
2000年(実績)	2050年	2000年(実績)	2050年
1.36	1.39	男:77.64年 女:84.62年	80.95年 89.22年

労働力率の前提

- ・ 「労働力率の見通し」(平成14年7月職業安定局推計)を使用。推計期間は2025年までであるため、以降は2025年の数値で一定としている。

	2001年(実績)	2050年
男性60～64歳	72.0%	85.0%
女性30～34歳	58.8%	65.0%

経済前提

物価上昇率

- ・ 2008年までは「改革と展望 - 2003年度改定」に準拠。
- ・ 2009年度以降は、消費者物価上昇率の過去20年(昭和58～平成14(1983～2002)年)平均が1.0%であること及び「改革と展望 - 2003年度改定」において平成16～20(2004～2008)年度平均の消費者物価上昇率が1.0%であることから、1.0%と設定。

賃金上昇率、運用利回り

- ・ 平成16(2004)～20(2008)年度は「改革と展望 - 2003年度改定」に準拠。
- ・ 平成21(2009)年度以降は、社会保障審議会年金資金運用分科会報告をもとに設定。

(構造改革の実行を前提とした日本経済の生産性上昇の見込み(年次経済財政報告(内閣府))に基づき、中長期的な実質賃金上昇率、実質運用利回りを推計。)

	平成15 (2003)	平成16 (2004)	平成17 (2005)	平成18 (2006)	平成19 (2007)	平成20 (2008)	平成21以降 (2009)
物価上昇率	-0.3	-0.2	0.5	1.2	1.5	1.9	1.0
賃金上昇率 [実質]	0.0 [0.3]	0.6 [0.8]	1.3 [0.8]	2.0 [0.8]	2.3 [0.8]	2.7 [0.8]	2.1 [1.1]
運用利回り [実質(対賃 金上昇率)]	0.8 [0.8]	0.9 [0.3]	1.6 [0.3]	2.3 [0.3]	2.6 [0.3]	3.0 [0.3]	3.2 [1.1]

(注) 運用利回りは自主運用分の利回りの前提である。平成 19 年度までの運用利回りは、これに  
財投預託分の運用利回り(平成 14 年度末の預託実績より算出)を勘案した数値となる。

その他の前提

- ・ 財政再計算においては、被保険者及び年金受給者等の直近の実績データを基礎として、将来の状態を年次別に推計し、財政見通しを作成している。
- ・ その推計にあたっては、上記 ~ の諸前提の他、制度の運営実績に基づいた諸前提(障害年金の発生率等)を用いている。

(2) 厚生年金の財政見通し

平成 16 年財政再計算における厚生年金の財政見通しは、次のとおりである。

厚生年金の財政見通し(平成 16 年財政再計算)

年 度	保険料率 (対総報酬)	収入合計			支出合計		収支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (16年 度価格)	積立 度合
		兆円	兆円	兆円	兆円	兆円				
平成(西暦)	%	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
17(2005)	14.288	28.3	20.8	3.0	31.9	11.1	-3.6	163.9	163.9	5.2
18(2006)	14.642	29.8	21.6	3.5	32.9	11.3	-3.1	160.8	161.1	5.0
19(2007)	14.996	31.2	22.6	4.0	33.8	11.5	-2.5	158.3	157.8	4.8
20(2008)	15.350	33.0	23.5	4.7	34.9	12.0	-1.9	156.4	153.1	4.5
21(2009)	15.704	36.1	24.5	4.9	36.5	12.6	-0.4	156.0	149.2	4.3
22(2010)	16.058	37.6	25.5	4.9	37.5	13.0	0.0	156.0	145.3	4.2
27(2015)	17.828	44.0	30.8	5.1	41.4	15.1	2.6	162.5	137.3	3.9
32(2020)	18.30	49.2	34.8	5.8	43.3	16.5	5.9	186.3	141.8	4.2
37(2025)	18.30	53.7	37.7	6.9	45.5	17.7	8.2	223.1	153.1	4.7
42(2030)	18.30	58.2	40.0	8.3	49.5	19.4	8.7	266.6	164.9	5.2
52(2040)	18.30	66.2	43.1	10.3	62.9	25.4	3.3	330.1	165.8	5.2
62(2050)	18.30	73.5	47.2	10.6	74.8	31.4	-1.3	335.0	136.7	4.5
72(2060)	18.30	80.6	52.8	9.9	82.9	35.5	-2.4	314.4	104.2	3.8
82(2070)	18.30	87.0	58.4	9.0	90.8	39.3	-3.7	284.4	76.6	3.2
92(2080)	18.30	94.2	65.0	7.6	99.6	43.4	-5.4	237.9	52.1	2.4
102(2090)	18.30	103.6	73.9	5.7	109.8	48.0	-6.2	178.4	31.7	1.7
112(2100)	18.30	115.1	84.8	3.7	121.5	53.3	-6.4	115.1	16.6	1.0

(注1)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

(注2)「16年度価格」とは、賃金上昇率により、平成 16(2004)年度の価格に換算したものである。

(注3)厚生年金基金の代行部分を含む、厚生年金全体の財政見通しである。

(3) 国民年金の財政見通し

平成 16 年財政再計算における国民年金の財政見通しは、次のとおりである。

国民年金の財政見通し(平成 16 年財政再計算)

年 度	保険料月 額(16年 度価格)	収入合計			支 出 合 計	収 支 差 引 残	年 度 末 積 立 金	年 度 末 積 立 金 (16年 度 價 格)	積 立 度 合
		兆円	兆円	兆円					
平成(西暦)	円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
17(2005)	13,580	4.0	2.1	0.2	4.2	-0.2	10.8	10.8	2.6
18(2006)	13,860	4.3	2.2	0.2	4.5	-0.2	10.6	10.6	2.4



年度	保険料月額 (16年度 価格)	収入合計			支出 合計	収支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (16年度 価格)	積立 度合
		保険料 収入	運用 収入						
19(2007)	14,140	4.6	2.4	0.3	4.8	-0.2	10.4	10.3	2.2
20(2008)	14,420	4.8	2.5	0.3	5.0	-0.2	10.1	9.9	2.1
21(2009)	14,700	5.4	2.5	0.3	5.0	0.3	10.5	10.0	2.0
22(2010)	14,980	5.6	2.6	0.3	5.1	0.5	11.0	10.2	2.1
27(2015)	16,380	6.5	3.0	0.4	5.9	0.7	13.8	11.7	2.2
32(2020)	16,900	7.3	3.4	0.6	6.4	0.9	17.9	13.6	2.6
37(2025)	16,900	8.1	3.7	0.7	7.0	1.1	23.2	15.9	3.2
42(2030)	16,900	9.2	4.0	0.9	8.0	1.2	29.2	18.1	3.5
52(2040)	16,900	11.2	4.3	1.2	10.6	0.6	38.7	19.4	3.6
62(2050)	16,900	13.1	4.7	1.3	13.0	0.1	42.0	17.2	3.2
72(2060)	16,900	14.7	5.3	1.3	14.8	-0.1	41.9	13.9	2.8
82(2070)	16,900	16.1	5.8	1.3	16.5	-0.3	39.7	10.7	2.4
92(2080)	16,900	17.7	6.5	1.1	18.2	-0.5	35.2	7.7	2.0
102(2090)	16,900	19.5	7.5	0.9	20.2	-0.7	29.0	5.2	1.5
112(2100)	16,900	21.6	8.6	0.7	22.4	-0.8	21.6	3.1	1.0

(注1)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

(注2)「16年度価格」とは、賃金上昇率により、平成16(2004)年度の価格に換算したものである。

### III. 今回の年金財政見通しに基づく給付現価と財源構成

#### (1) 給付現価と財源構成の考え方

公的年金の給付財源は、保険料収入、国庫負担及び積立金(元本の取崩し及び運用収入)であり、毎年度の年金給付はこれらの収入により賄われている。今回の改正後における公的年金の給付現価と財源構成について、平成16年度以降概ね100年間にわたり均衡している年金給付とその財源を、平成16年度の価格に換算して一時金で表すことにより、公的年金の財源と給付の内訳を示すものである。

#### (2) 給付現価の換算について

積立方式の企業年金等において責任準備金(現時点で保有すべき積立金)を計算する場合には、今後の積立金の運用収入を考慮し、将来の支出を賄うために現時点で必要な積立金の額を計算する必要があるため、運用利回りをを用いて換算することが必要となる。しかし、公的年金では賦課方式を基本とした財政方式を採用していることに着目すれば、賃金上昇率で換算する方法も考えられる。今回の財政見通しでは、この2通りの方法による推計が示されている。

なお、それぞれの長期的な(平成21(2009)年度～)経済前提は次の通りである。

- 賃金上昇率 2.1%
- 物価上昇率 1.0%
- 運用利回り 3.2%
- 可処分所得上昇率 2.1%(ただし、平成29(2017)年度までは1.9%)

( 3 ) 厚生年金の給付現価と財源構成

運用利回りによる換算

財 源

合計 1,710 兆円

保険料 1,200 兆円 うち保険料率 13.58%に相当する分 920 兆円	
積立金から得られる財源 160 兆円 (積立金の取崩し及び運用収入)	
国庫負担 340 兆円	
過去期間に係る分 (平成 16 年度以前) 150 兆円 (うち受給者分) 70 兆円	将来期間に係る分 (平成 17 年度以降) 190 兆円

平成 16 年度末

給 付

合計 1,710 兆円

過去期間に係る分 (平成 16 年度以前) 740 兆円 ・ 2 階部分 430 兆円 ・ 基礎年金分 310 兆円	将来期間に係る分 (平成 17 年度以降) 970 兆円 ・ 2 階部分 600 兆円 ・ 基礎年金分 370 兆円
(うち受給者分 350 兆円) ・ 2 階部分 210 兆円 ・ 基礎年金分 130 兆円	

平成 16 年度末

賃金上昇率による換算

財 源

合計 2,630 兆円

保険料 1,830 兆円 うち保険料率 13.58%に相当する分 1,390 兆円	
積立金から得られる財源 260 兆円 (積立金の取崩し及び運用収入)	
国庫負担 540 兆円	
過去期間に係る分 (平成 16 年度以前) 190 兆円 (うち受給者分) 80 兆円	将来期間に係る分 (平成 17 年度以降) 340 兆円

平成 16 年度末

給 付

合計 2,630 兆円

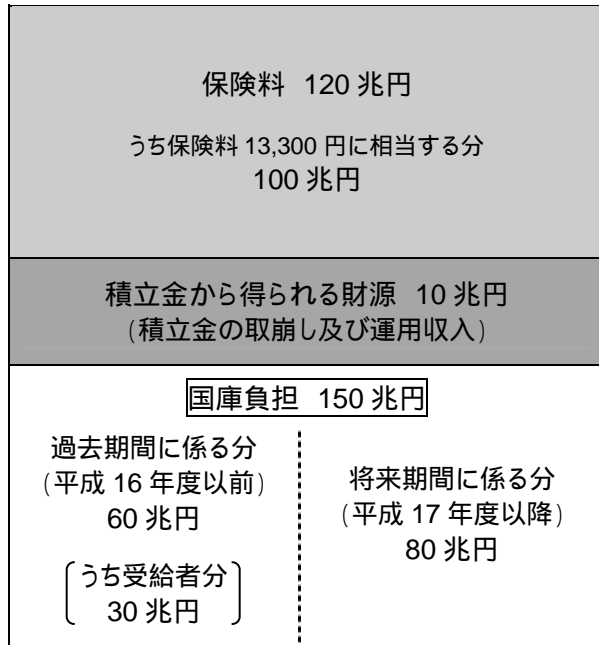
過去期間に係る分 (平成 16 年度以前) 900 兆円 ・ 2 階部分 520 兆円 ・ 基礎年金分 380 兆円	将来期間に係る分 (平成 17 年度以降) 1,730 兆円 ・ 2 階部分 1,050 兆円 ・ 基礎年金分 680 兆円
(うち受給者分 390 兆円) ・ 2 階部分 240 兆円 ・ 基礎年金分 150 兆円	

平成 16 年度末

( 4 ) 国民年金の給付現価と財源構成

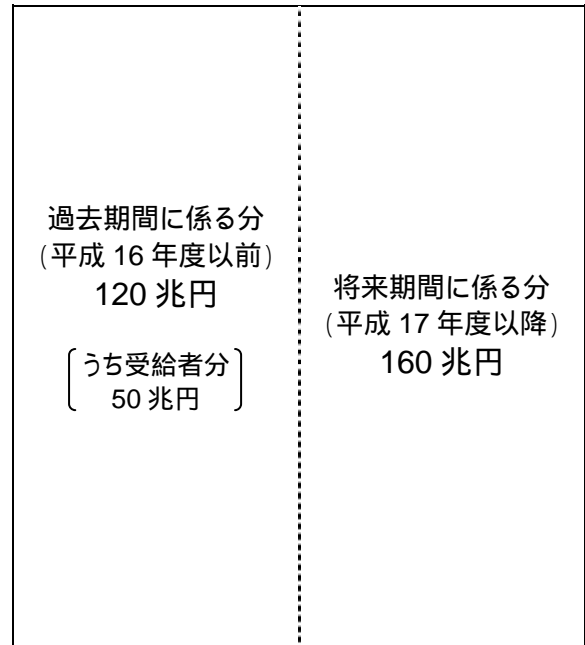
運用利回りによる換算

財 源  
合計 280 兆円



平成 16 年度末

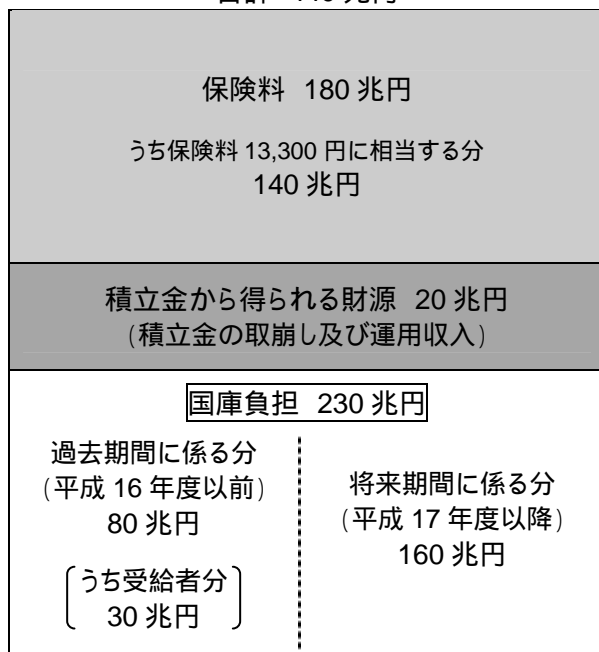
給 付  
合計 280 兆円



平成 16 年度末

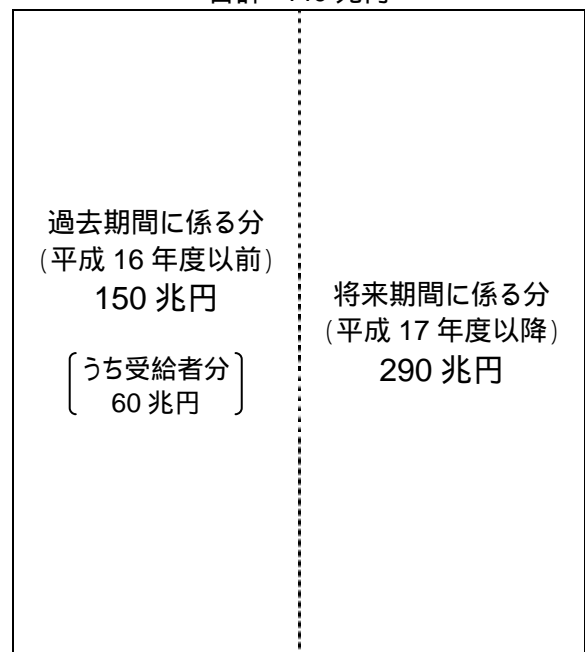
賃金上昇率による換算

財 源  
合計 440 兆円



平成 16 年度末

給 付  
合計 440 兆円



平成 16 年度末

### 3 . 諸外国における公的年金の国の貸借対照表上の取扱い

国の貸借対照表を作成している諸外国においては、これまでのところ公的年金制度について、その負債を計上している国はないと言われている。主要な例は以下の通りである。

#### ( 1 ) 米国

##### 年金制度

米国の公的年金制度 ( OASDI ) は、社会保障税 ( 日本の社会保険料に相当 ) により賄われる社会保険方式であり、積立金を保有しつつも賦課の要素を強く持っている方式である。

##### 国の貸借対照表上の取扱い

連邦政府貸借対照表においては、年金債務は既に支払期日が到来したが未払のもののみ計上されており、公的年金の将来給付は政府の貸借対照表上、計上されていない。

( 注 1 ) 管理情報 ( 付属資料 ) において年金の将来収支についての分析が記載されている。

( 注 2 ) 退職年金については、連邦職員や退役軍人に固有の恩給支払制度については政府の貸借対照表上、負債計上されている。

#### ( 2 ) ニュージーランド

##### 年金制度

被保険者・事業主による保険料の払込がない、いわゆる税方式による年金であり、一定の居住年数により受給権が発生する。

##### 国の貸借対照表上の取扱い

賦課方式のため、政府の貸借対照表には計上されていない。

#### ( 3 ) オーストラリア

##### 年金制度

被保険者・事業主による保険料の払込がない、いわゆる税方式による年金であり、一定の居住年数により受給権が発生する。

##### 国の貸借対照表上の取扱い

賦課方式のため、政府の貸借対照表には計上されていない。

( 注 ) 退職年金については、雇用主の負担は退職時に行われるため、政府職員に係る政府の負担は負債計上されている。

## 4 . その他の参考情報

### ( 1 ) 一般会計に係る繰入れ特例等

(平成 14 年度末現在)

国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れの平準化措置に係る特例	4,454 億円
厚生年金の国庫負担金の繰入れ特例	2 兆 6,350 億円
自動車損害賠償保障事業特別会計からの受入れ	4,848 億円
地方財政対策に伴う後年度負担	5 兆 389 億円

(注)平成 13 年度末現在の内容は、「平成 13 年度版」60 頁の通りである。

### ( 2 ) 「物品増減及び現在額総報告」に報告されていない物品について今回の作業等で把握した額 (平成 14 年度末)

・総額 614,367 百万円

・範囲

既に一定金額以上の物品を把握しているもの

(例：5 万円以上の機械器具、2 万円以上の備品を把握している等)

平成 10 年度から平成 14 年度までの間に取得した 50 万円(防衛用品については 300 万円)以上の機械器具に該当しないもの等

(例：絵画、家具、図書、文化財、工芸品、楽器、貴金属、看板、模型、動物等)

(注1)既に把握している範囲はそれぞれ独自に定められている。未だ把握していないものについては、取得金額の把握できるものは平成10年度以降購入分のみの省庁が大半である。

(注2)平成13年度末現在の額は、「平成13年度版」61頁の通りである。

### ( 3 ) 平成 14 年度の経済見通しと経済運営の基本的態度(平成 14 年 1 月 25 日閣議決定)

#### 1 . 平成 13 年度の経済財政運営と我が国経済

我が国経済は、平成 11 年初から緩やかな景気回復過程をたどったものの、その足取りは弱く、平成 12 年末までには後退に転じ、景気回復局面は短期間にとどまった。

この背景には、不良債権・過剰債務問題、厳しい雇用情勢、財政や社会保障制度の持続可能性への不安などが民間需要を低迷させる一方、時代や環境の変化に対応できていない制度・規制など現在の経済社会システムの在り方が民間活力の発揮の機会を制約してきたものと考えられる。

このため政府は、平成 13 年 4 月以降、構造改革への取組みを抜本的に強化し、「改革なくして成長なし」との基本的考え方の下、6 月に「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」を決定した後、9 月には「改革工程表」により構造改革の道筋を提示し、さらに 10 月には構造改革を加速するために「改革先行プログラム」を決定し、これを受け、第一次補正予算を編成するなど、経済・財政、行政、社会など各般にわたる構造改革を推進している。

その一方、世界経済は同時的に減速しており、我が国においても景気は悪化を続けている。個人消費が弱含んでいるほか、生産が大幅に減少し、設備投資も減少している。失業率はこれまでにない高さにまで上昇している。さらに、デフレ(持続的な物価下落)が進行している。

こうした結果、平成 13 年度の我が国経済は、年度を通じて厳しい状況が続き、国内総生産の実質成長率はマイナス 1.0%程度になると見込まれる。

政府としては、「緊急対応プログラム」を決定するとともに、第二次補正予算を編成し、これらの着実な実施により、構造改革を更に加速しつつ、我が国経済が物価下落と生産活動の縮小とが相互作用して景気が加速度的に悪化していく、いわゆるデフレスパイラルに陥ることを阻止することとしている。

#### 2 . 平成 14 年度の経済財政運営の基本的態度

以上のような情勢を踏まえ、政府は平成 14 年 1 月に「構造改革と経済財政の中期展望」を決定し、我が国の目指す経済社会の姿とそれを実現するための構造改革を中心とした中期的な経済財政運営についての明確な将来展望を示した。本「改革と展望」を踏まえて、平成 14 年度においては、聖域なき構造改革を更に推進することを基本に経済財政運営を行い、世界経済の持続的発展への貢献を目指す。

##### ( 1 ) 聖域なき構造改革の更なる推進

日本経済の再生を図るため、不良債権の迅速な処理と過剰債務の解消、規制改革や特殊法人等改革による民間活力が発揮できる環境の整備、財政構造改革による財政の対応力の確保など、経済社会の構造を根本的に改革し、我が国の持つ潜在力を発揮できる新しい経済社会の仕組みを作り上げていく。

不良債権処理及び過剰債務解消については、特別検査も活用しつつ適正な債務者区分と十分な償却・引当の確保を金融機関に促すとともに、整理回収機構(RCC)等を通じ企業再建に積極的に取り組む。

規制改革については、総合規制改革会議の答申を最大限尊重し「規制改革推進 3 か年計画」を改定するとともに、その着実な実施を図り、生活の質の向上とサービス分野等成長分野の拡大を進める。また、競争政策の強化により競争的な経済システムを構築する。

特殊法人等については、「特殊法人等整理合理化計画」に従い、改革を実施に移すとともに、特殊法人等向け財政支出について、1兆円を超える削減を実施する。また、国家公務員については、メリハリのある定員配置を実現するとともに、全体としての国家公務員数の一層の純減を実現する。

財政構造改革については、平成14年度予算を「改革断行予算」と位置付け、歳出のムダを省きつつ予算配分を大胆にシフトすることによって経済構造の転換を促進する。

税制改正については、租税特別措置について聖域なく徹底した見直しを行うとともに、国際的に遜色のない、21世紀の我が国法人税制としてふさわしい連結納税制度を創設する。

この他、地方の自主性を重んじて、地方の個性ある活性化を進めるとともに、都市の魅力と国際競争力を高めるため都市再生を推進する。ITについては、「e-Japan重点計画」、「e-Japan2002プログラム」に従い、世界最先端のIT国家の実現に向け、電子政府・電子自治体の推進等を図る。また、科学技術創造立国の実現のため、ライフサイエンス等重点4分野への資源の集中や産学官連携の推進等により科学技術の振興を図る。さらに、世界最高水準の大学を実現することなどを通じ人材育成・教育・文化の振興を推進する。少子高齢化対策については、公共空間等のバリアフリー化、高齢者雇用の促進や仕事と子育ての両立のための就労環境整備等を図る。環境問題への対応については、COP7の決定を受け京都議定書の平成14年締結に向けた準備を進めるなど地球温暖化防止対策を推進するほか、ダイオキシン問題への対応、各種リサイクルの推進等を図る。

また、経済情勢を踏まえ、雇用の受け皿整備及びミスマッチ解消に努めるとともに中小企業への資金供給の円滑化を図るほか、セーフティネットにより、構造改革の進展に伴って生じる痛みを極力、緩和すべく努める。

## (2) 世界経済の持続的発展への貢献

世界貿易機関(WTO)第4回閣僚会議で立ち上げが合意された新ラウンドに積極的に参加し、多角的貿易体制の維持・強化に貢献するほか、アジア太平洋経済協力(APEC)ASEAN+3(日中韓)日・シンガポール新時代経済連携協定等のアジア太平洋地域における重層的な地域協力の枠組みの構築、国際金融システムの強化、同時多発テロがもたらす経済的悪影響を受けている国々を始め途上国への支援等に努めることにより世界経済の持続的発展に貢献する。

なお、以上のような政策運営を行うに当たっては、平成13年度第一次及び第二次補正予算と平成14年度予算を一体として切れ目なく運用するほか、構造改革を推進していく中で考えられる様々なリスクに十分留意することとし、経済情勢によっては大胆かつ柔軟な政策運営を行うこととする。

今後2年程度の集中調整期間において最も重要なことは、デフレを克服することと位置づけられる。政府・日本銀行一体となったデフレ問題への取組みに向け、日本銀行においても、政府が進める構造改革を踏まえ、デフレ阻止に向けて、適切かつ機動的に金融政策を運営するよう期待する。

## 3. 平成14年度の経済見通し

平成14年度は集中調整期間にあり、引き続き厳しい経済状況を甘受せざるを得ないことに変わりはない。これに恐れることなく、構造改革の断行によって経済の脆弱性を克服し、日本経済の再生を図ることが必要である。

平成14年度は、「改革なくして成長なし」との考え方の下、構造改革を更に加速させることで潜在力を開花させ、民需主導型成長の実現を図る。年度を通じた姿としては、平成13年度第二次補正予算を始め、デフレ問題への取組みなど政策展開の効果が着実に発現し、加えて米国経済の改善が見込まれることなどから、我が国経済は、引き続き厳しいながらも低迷を脱し、年度後半には、民需中心の回復に向けて緩やかに動き出すことが期待される。

その結果、我が国経済は、国内総生産の実質成長率が0.0%程度となるなど、別添の主要経済指標のとおりと見通される。

(1) 実質国内総支出

(個人消費)

個人消費は、構造改革の過程で短期的には避けられない雇用・所得環境の厳しさが続く中で低い伸びとなる(対前年度比0.2%程度の増)。

(民間住宅投資)

住宅投資は、住宅取得マインドの弱さを背景に前年度を下回る(対前年度比1.9%程度の減)。

(民間設備投資)

設備投資は、年度としては減少するものの、生産の持ち直しや企業の収益環境の改善により、年度後半には回復の動きがみられる(対前年度比3.5%程度の減)。

(政府支出)

政府支出は、「改革断行予算」の下で公的固定資本形成は減少するものの、介護保険給付の増加等により、前年度をやや上回る(対前年度比1.4%程度の増)。

(外需)

外需は、世界経済の緩やかな回復を受け、増加に転じる(実質成長率に対する外需の寄与度0.2%程度)。

(2) 労働・雇用

雇用創出型の構造改革を進める中で、完全失業率は、景気の動きに遅行することから、前年度に比べて上昇する(5.6%程度)。

(3) 鉱工業生産

鉱工業生産は、輸出等の回復を受けて、年度後半から持ち直しに転じるが、年度としては前年度を下回る(対前年度比2.4%程度の減)。

(4) 物価

物価は下落が続くが、需給要因の改善等から下落幅はやや縮小する(国内卸売物価：対前年度比0.8%程度の上昇、消費者物価：対前年度比0.6%程度の上昇)。

(5) 国際収支

世界経済の緩やかな回復等から、貿易・サービス収支及び経常収支の黒字はやや増加する(経常収支対GDP比2.3%程度)。

(注) 我が国経済は民間活動がその主体をなすものであること、また、特に国際環境の変化には予見し難い要素が多いことにかんがみ、主要経済指標の諸計数はある程度幅を持って考えられるべきものである。



(別添)

## 主要経済指標

	平成12年度 (実績)	平成13年度 (実績見込み)	平成14年度 (見通し)	対前年度比増減率					
				平成12年度		平成13年度		平成14年度	
				% (名目)	% (実質)	%程度 (名目)	%程度 (実質)	%程度 (名目)	%程度 (実質)
国内総生産	兆円 (名目)	兆円程度 (名目)	兆円程度 (名目)	0.3	1.7	2.4	1.0	0.9	0.0
民間最終消費支出	286.9	280.5	277.9	1.3	0.1	2.2	0.9	0.9	0.2
民間住宅	20.2	18.5	18.0	1.7	1.5	8.4	8.4	2.5	1.9
民間企業設備	80.0	79.4	75.6	6.3	9.3	0.7	1.6	4.8	3.5
民間在庫品増加( )内は寄与度	1.8	2.0	1.8	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
政府支出	121.5	121.0	121.8	0.3	0.6	0.5	0.3	0.7	1.4
政府最終消費支出	86.7	88.7	90.3	3.8	4.4	2.3	2.9	1.9	2.4
公的固定資本形成	34.7	32.3	31.5	9.3	7.4	6.9	5.2	2.7	1.3
財貨・サービスの輸出	55.6	50.8	50.7	6.7	9.4	8.6	9.7	0.2	0.3
(控除)財貨・サービスの輸入	49.4	47.7	46.1	11.5	9.6	3.6	6.5	3.4	3.0
内需寄与度				0.1	1.5	1.8	0.5	1.2	0.2
民需寄与度				0.1	1.3	1.7	0.6	1.3	0.5
公需寄与度				0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.3
外需寄与度				0.3	0.2	0.6	0.5	0.3	0.2
国民所得	380.5	369.6	365.4	0.3		2.9		1.1	
雇用者報酬	280.1	276.7	273.0	1.0		1.2		1.3	
財産所得	16.9	14.8	12.8	4.1		12.6		12.9	
企業所得	83.5	78.1	79.5	5.3		6.5		1.8	
労働・雇用	万人	万人程度	万人程度		%	%程度		%程度	
労働力人口	6,772	6,725	6,705		0.0	0.7		0.3	
就業者総数	6,453	6,375	6,330		0.0	1.2		0.7	
雇用者総数	5,372	5,350	5,330		0.9	0.4		0.4	
完全失業率	%	%程度	%程度						
	4.7	5.2	5.6						
生産	%	%程度	%程度						
鉱工業生産指数・増減率	4.0	10.2	2.4						
物価	%	%程度	%程度						
国内卸売物価指数・騰落率	0.1	1.1	0.8						
消費者物価指数・騰落率	0.5	0.8	0.6						
国際収支	兆円	兆円程度	兆円程度		%	%程度		%程度	
貿易・サービス収支	6.4	3.2	4.3						
貿易収支	11.5	8.6	9.6						
輸出	49.8	44.9	44.6		6.6	9.8		0.7	
輸入	38.3	36.3	35.0		16.1	5.2		3.5	
経常収支	12.1	11.0	11.5						
経常収支対名目GDP比	%	%程度	%程度						
	2.4	2.2	2.3						

(注) 主要な前提は以下のとおりである。なお、これらの前提は、作業のための想定であって、政府としての予測あるいは見通しを示すものではない。

	平成13年度	平成14年度
世界GDP(日本を除く)	1.1%	1.9%
円相場(円/ドル)	122.2円	122.3円
原油価格(ドル/バレル)	24.7ドル	22.3ドル

(備考)

- 世界GDP(日本を除く)は、国際機関等の経済見通しを基に算出。
- 円相場は、平成13年11月1日～11月30日の1か月間の平均値(122.3円)で一定と想定。
- 原油価格は、平成13年9月1日～11月30日の3か月間のスポット価格の平均値に運賃、保険料を付加して以後一定と想定(22.3ドル)。

## (4) 平成 14 年度予算編成の基本方針 (平成 13 年 12 月 4 日閣議決定)

日本経済の再生に向けた構造改革の推進

### 1 我が国の経済と財政の状況

(我が国経済の現状)

世界経済は、米国経済の減速や米国同時多発テロ事件等の発生などにより、同時に減速している。こうした中で、我が国経済については、輸出、生産は大幅に減少し、企業収益、設備投資も減少している。さらに、雇用情勢は厳しさを増し、個人消費も弱含むなど、景気は一段と悪化している。

(平成 13 年度及び平成 14 年度の我が国経済)

平成 13 年度については、景気の現状、世界経済の同時的な減速など先行きへの懸念などから、経済成長率はマイナスになるものと見込まれる。

平成 14 年度については、今後、構造改革を強力かつ迅速に遂行していく中で、平成 13 年度第 2 次補正予算を始め、政府・日銀が一体となったデフレ問題への取組みなど政策展開の効果が着実に発現し、加えて米国経済の改善が見込まれることなどから、我が国経済は、引き続き厳しいながらも回復に向けて動き出すことが期待される。

なお、具体的な経済成長率等については、政府が年末にとりまとめる「経済見通しと経済運営の基本的態度」において示されることになる。

(財政事情)

我が国財政は、バブル崩壊後、総じて景気回復を優先した財政運営を行ってきた結果、平成 13 年度末の国と地方を合わせた長期債務残高は約 666 兆円にも達する見込みであり、主要先進国中最悪の危機的な状況である。

また、かつてのような高い経済成長に依存した税収の伸びが期待できない中で、急速な人口の高齢化等に伴う経費の増大や公債の累増に伴う国債費の増大等により、歳入歳出構造はますます硬直化してきており、財政構造についての思い切った見直しが必要であれば、歳出と税収の多額のギャップは年々拡大していく可能性が高い。

このような財政の持続可能性に対する懸念の増大を放置することなく、財政構造改革に着実に取り組む必要がある。

### 2 日本経済の再生に向けて - 構造改革の推進 -

厳しい経済情勢にあっても、日本経済の再生を図る道は構造改革以外にはない。不良債権の迅速な処理と過剰債務の解消、規制改革や特殊法人等改革などによる民間活力が発揮される環境の整備、財政構造改革による財政の対応力の確保など、経済社会の構造を抜本的に改革し、我が国の持つ潜在力を発揮できる新しい仕組みを作り上げることが必要である。これら各般の構造改革の取組みは一体的かつ総合的に行われなければならない。

この構造改革の過程で、今後 2 年程度の集中調整期間においては、厳しい経済情勢を甘受せざるを得ないが、経済活性化のための構造改革を加速することにより、やがて構造改革の成果が実り、日本経済の脆弱性が克服され民需主導の経済成長が可能となる。なお、改革に伴う「痛み」については、雇用創出型の構造改革を進めることによって、最小限となるよう努める。

今後数年間にわたる経済や財政全般の構造改革の道筋とこれによって実現される我が国経済の再生の姿については、現在策定中の「構造改革と経済財政の中期展望」(仮称)において示す予定であり、平成 14 年度はその初年度として我が国経済の再生に向けたスタートと位置付けられる。

### II 平成 14 年度予算の基本的考え方

(改革断行予算)

平成 14 年度予算は、財政構造改革の第一歩として、「国債発行額 30 兆円以下」との目標の下、歳出構造を抜本的に見直す「改革断行予算」と位置付けられる。

現下の厳しい経済情勢の中で、既存の制度・施策を転換し構造改革を推進することは容易なことではない。しかし、「改革なくして成長なし」との精神で新しい未来を切りひらくことは緊急の課題である。平成 14 年度予算では、いわゆる「5 兆円を削減する一方で重点分野に 2 兆円を再配分する」という理念を踏まえつつ、予算配分を大胆にシフトすることによって経済構造の転換を促進する。

その際、「民間でできることは民間に、地方でできることは地方に」との原則を踏まえ、歳出全般について根底から見直すことにより、国・地方を通じ財政の関与を真に必要なものに限る。また、全ての歳出は究極的には国民の税金でまかなわれているとの

認識に立脚し、コスト意識を持って施策の効果や行政の効率性を点検することにより、歳出のムダを省き削減すべき経費は徹底的に削減する。

予算の配分に当たっては、まず、高齢化の進展など経済社会構造の変化に適合した安定的な制度構築を前提とすることが重要である。

同時に、中期的な経済の生産性の向上や民間の潜在的な活力を顕在化させる効果及び最近の雇用情勢を踏まえ雇用創出効果について重視するとともに、新たな財政ニーズに的確に対応することが適当である。

さらに、改革に伴う当面の負担を国民が分かち合うことにより、社会的弱者に「痛み」が集中しないように配慮することが適当である。

平成 14 年度財政投融资計画については、財政投融资改革、行財政改革の趣旨を踏まえ、全体規模を縮減しつつ、対象事業の重点化を図るとともに、現下の社会経済情勢に鑑み真に必要なと考えられる資金需要には的確に対応する。

#### (行政改革)

「聖域なき構造改革」の考え方の下、簡素で効率的な行政システムを確立するため、時代の要請に即応して行政の役割を見直し、行政組織の減量・効率化等や特殊法人等改革など行政の構造改革を推進する。

国家公務員の定員については、10 年で 25% 純減などスリム化の方針を着実に実施するとともに、その中で行政需要の変動に的確に対応し得るよう、府省間での人的資源の再配分を一層積極的に進めることが必要である。このため、平成 14 年度においては、全政府的見地から緊要な施策に対して、従来にも増して、重点的な増員を行う一方で、その他の分野については、徹底した増員の抑制と厳しい定員削減を実施することにより、メリハリのある定員配置を実現するとともに、全体としては国家公務員数の一層の純減を確保する。

また、すべての特殊法人等の事務事業及び組織形態を抜本的に見直すことにより、「特殊法人等整理合理化計画」を年内に作成するとともに、特殊法人等向け財政支出については、これらの見直しの結果などを反映して一般会計・特別会計を通じ、1 兆円を目標として大胆な削減を図る。

#### (税制改正等)

税制については、平成 14 年度予算の「国債発行額 30 兆円以下」との目標の下、我が国のもつ潜在力を発揮できるよう経済社会の構造改革を推進していく観点から、社会経済情勢の変化等を踏まえ、公平・中立・簡素といった基本原則に基づき、適切に対応することとする。

このような考え方の下、租税特別措置については、聖域なく徹底した見直しを行い、廃止を含め整理・合理化を行う。

また、税外収入についても、可能な限りその確保を図る。

なお、連結納税制度については、国際的に遜色のない、21 世紀の我が国法人税制としてふさわしい制度を構築すべく、所要の財源措置を講じることを含め、平成 14 年度創設を目指し検討を進める。

### III 歳出の見直しと構造改革の推進

平成 14 年度予算は「改革断行予算」として歳出全体を厳しく見直し大胆な質的改善を図ることとする。このため、「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」(平成 13 年 6 月 26 日閣議決定。以下「経済財政構造改革に関する基本方針」という。)に基づき、以下の 1 から 7 までに掲げる 7 分野で政策効果が顕著なものについて重点的に推進するとともに、社会資本整備、社会保障制度、地方財政についても諸々の見直しを行う。

#### 1 循環型経済社会の構築など環境問題への対応

経済が持続的に成長するためには、自然環境との調和が重要な課題である。このため、廃棄物・リサイクル処理などの環境技術の実用化に向けた研究・開発等を進めることにより、経済活動の環境への負荷を低減しつつ、「環境」を新たな成長分野として捉え、その環境セクターの創出・拡大を図る。また、廃棄物の発生抑制、リサイクルの促進、不法投棄の防止等により「ゴミゼロ社会」の構築を目指すとともに、京都議定書の実施に向けて、国民各層一体となった取組みの推進・健全な森林の育成等を含め脱温暖化の社会づくりを推進する。

このため、政府系研究機関・産学官が連携した取組体制を構築する。

さらに、自然との共生など環境問題への対応を市民参加を図りつつ推進する。

#### 2 少子・高齢化への対応

少子・高齢化が一層進展する中で、持続可能な社会保障制度の構築に努めるほか、PFI 方式の活用等により介護、保育サービスの供給体制を効率的に整備する。

また、仕事と子育ての両立を支援するために、保育所の待機児童ゼロ作戦や放課後児童の受入体制の整備を図るなど、次代の社会を担う子供を安心して生み育てることができる環境の整備を推進する。

さらに、公共施設、公共交通などの公共空間のバリアフリー化を図り、高齢者が尊厳を保ちつつ積極的に社会参加をできるような社会の構築を目指す。

### 3 地方の個性ある活性化、まちづくり

「国土の均衡ある発展」の本来の考え方を活かすため、「個性ある地域の発展」、「知恵と工夫の競争による活性化」を重視する方向へ施策の重点化を進める。

個性ある地方の自立した発展と活性化を促進するため、「市町村合併支援プラン」の各種事業を実施し、すみやかな市町村の再編を促進する。

また、地域社会において社会事業を担うNPOへの支援を強化する。また、意欲と能力のある経営体に施策を集中すること等により、農林水産業の構造改革を推進するとともに、都市と農山漁村の共生と交流の推進や中心市街地の活性化等を通じて個性あるまちづくりを進める。

さらに、住民の安全と治安を確保することにより、安心して暮らせる社会を構築する。

### 4 都市の再生

多くの経済活動が行われている都市の再生は重要な課題である。この「都市」の魅力と国際競争力を高めるため、都市再生プロジェクトの推進と民間都市開発投資の促進を図ることにより魅力ある都市の再生を実現する。

このため、民間主導の再開発事業を円滑に進めるための大胆な規制改革を実施し、例えば、大都市の骨格としての環状道路と周辺地域の再開発事業の一体的整備を推進するなど、都市機能の一層の高度化を図る。

また、都市生活をおくる住民のアメニティー向上に対する関心が高いことも踏まえ、PFIを積極的に活用した公共施設の整備や交通渋滞の解消など都市生活の質を高めるための環境整備に、施策の優先度を踏まえつつ、取り組む。

### 5 科学技術の振興

科学技術創造立国の実現のため、国際的に卓越した基礎研究及び21世紀に必要となる新しいテクノロジーとして、ライフサイエンス、情報通信（IT）環境、ナノテクノロジー・材料の4分野など産業競争力と質の高い国民生活の基盤となる科学技術分野における重点的な研究開発を進める。

また、「科学技術」を軸として、地域経済を支え、世界に通用する新事業やベンチャー企業の創造を推進するなどの観点から、民間企業の研究開発の支援や国・大学から民間企業への技術移転の促進に資する環境整備など産学官連携の推進及び地域科学技術の振興を図る。

### 6 人材育成、教育、文化

国公立大学を通じ、国際的にも評価される世界最高水準の大学を育成するため、第三者評価による競争原理を導入しつつ教育投資を重点的に実施するなど、支援措置の重点化を図る。また、初等中等教育について確かな学力と豊かな心を持った人材の育成を図るなど、教育の構造改革の柱である「21世紀教育新生プラン」の推進を通じた教育改革に取り組む。さらに、文化芸術分野を含め優れた人材育成を図ることにより、心豊かな活力ある社会を構築する。

また、機関補助の在り方について見直しを進める一方、意欲と能力のある個人への支援を重視する方向で、奨学金事業の充実等による社会人を含む学生に対する教育機会の拡大など個人の主体的な自助努力を支援する施策を推進する。

### 7 世界最先端のIT国家の実現

「我が国が5年以内に世界最先端のIT国家になる」との目標達成に向け、「e-Japan重点計画」（平成13年3月29日）及び「e-Japan2002プログラム」（平成13年6月26日）に掲げられた世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成や電子政府・電子自治体の着実な推進を始めとする5分野に係る施策を重点的かつ戦略的に実施する。また、2005年に実現される世界最先端のIT国家の姿を国民のみならず世界に提示するためのショーケースとして、e!プロジェクトを推進する。

なお、これらの施策を推進するに当たっては、施策の重複の排除等の観点を踏まえ既存の施策を大胆に見直すとともに、研究開発の推進、国際的な協調及び貢献の推進といった横断的な課題についても積極的な対応を図る。

### 8 社会資本整備

平成14年度予算においては、重点分野の公共投資を伸ばす一方、緊急性の低い公共投資を大幅に削減することにより、公共投資関係費を前年度当初予算に相当する額から10%削減する。その際、公共事業の効率化を通じたコスト縮減、PFIの活用、真に必要な分野への予算の集中等を進めることは、公共事業関係予算が削減される中で、行政サービス水準を充実するために極めて重要である。

（特定財源の見直し）

道路等の「特定財源」については、そのあり方を見直す。

(公共投資の重点化)

公共投資については、「経済財政構造改革に関する基本方針」で示した重点分野へのシフトという考え方の下、例えば、廃棄物処理施設、都市環境整備、大学等の国の研究施設、保育所、特別養護老人ホームといった分野への投資の重点化を図る。

他方、それぞれの社会資本の整備水準、整備の緊急性、利用者の範囲の大きさ、国と地方の役割分担などを勘案し、以下の分野については継続案件を含め厳しく見直しを行う。

上水道、工業用水などについては、普及率が上がってきていること等を勘案し整備のあり方を厳しく見直す。

小規模下水道事業について経済効率性等の観点から合併処理浄化槽等との分担を見直すなど、下水道整備について地域や課題に応じて厳しく見直し、重点化・効率化を図る。

治山、治水などの分野について事業の重点化を図るとともに、大規模ダム事業について実施計画調査の新規着手を凍結。事業中のダムについて、既存ダムの有効活用を含め水需要の必要性等を厳正に吟味して事業を峻別する。

公営住宅等の整備について、民間借上げやリフォーム等既存ストックを最大限活用する。

新たな地方港湾の整備について抑制する。

今後の地方空港の新設について離島を除き抑制する。

高規格幹線道路など特殊法人等が行う公共事業については、特殊法人等改革の趣旨を踏まえ、厳しく見直す。

農林水産関係分野の公共事業については、改革の方向に沿って重点化を図る等徹底した見直しを行い、公共事業から公共事業以外の政策手段への転換（ハードからソフトへの転換）を進める。

(公共事業の効率性・透明性の向上等)

公共事業の効率性・透明性の向上に向け、事業評価の改善、PFIの活用、一般競争入札の拡大等競争性の向上、過度の入札制限の見直し等の具体的な取組みを進める。

地域間の予算配分については、整備状況を踏まえて弾力的な配分を行う。

漁港漁場整備長期計画については、事業実施について計画策定の重点を従来の「事業量」からアウトカム目標に変更するとともに、厳正な事前評価により目標達成の確実性が検証された地域に限定する等、効率的な事業実施の手法を導入した「構造改革計画」として策定する。

## 9 社会保障制度

社会保障制度は、国民の安心と生活を支えるセーフティネットであり、低迷を続ける我が国経済の状況、少子化・高齢化の一層の進展という中であっても、将来にわたり維持可能な制度とすることにより、国民の将来に対する安心を保障することができる。このためにも、国民一人一人が痛みを分かち合って社会保障制度を支えていかなければならない。

(医療制度改革)

医療制度については、社会保障制度改革の第一歩として、国民皆保険体制を守るため、医療サービスの効率化を一層進めるとともに、以下の事項を中心とする制度改革を行う。

診療報酬については、賃金・物価の動向、昨今の経済動向、さらに保険財政の状況等を踏まえ、引下げの方向で検討し、措置する。薬価基準については、市場実勢価格を踏まえ、必要に応じ引下げを行うとともに、診療報酬制度・薬価制度の見直しを行う。

高齢者医療については、低所得者に配慮しつつ完全定率(1割)負担とするとともに、一定以上の所得の者に対しては応分の負担とする。

高額療養費の自己負担限度額等を見直す。

高齢者医療については、後期高齢者に施策を重点化する観点から、見直しを行う(対象年齢を75歳以上に引き上げ、公費負担割合を引き上げる)。

医療費、特に高齢者人口の増を大きく上回って増加する老人医療費について、その伸びを適正なものとするよう、伸び率抑制のための指針を定め、その指針を遵守できるよう有効な方策を検討し、実施するものとする。

総報酬制の下で、平成15年度から政府管掌健康保険の保険料を予定どおり引き上げ、必要な時に7割給付で保険間の統一を図る。

(年金の物価スライド)

平成14年度の年金額等の物価スライドについては、当面の物価、経済の動向を踏まえ、制度の健全性にも留意し、対応する。

## 10 地方財政

「自助と自律」による新たな国・地方関係を確立するため、国の関与の縮減、地方公共団体の行財政基盤の拡充、地方財政の健全化や制度改革などに一体的に取り組む。

( 地方財政計画の歳出の見直し )

国の歳出の見直しと歩調を合わせつつ、地方財政計画の歳出について見直しを行った上で、所要の地方財政措置を講じる。その際、国の関与の縮減や、国・地方公共団体が保障すべき行政サービス水準の見直しなどに応じて、地方財政計画の歳出を見直すとともに、定員の計画的削減等による給与関係費の抑制や、地方単独事業の削減を図ることなどにより、地方財政計画の規模の抑制に努める。

( 国庫補助負担金・地方交付税の見直し )

国庫補助負担事業については、国の関与が特に必要なものに限定していくこととし、費用便益の検証、事業規模の抑制、配分重点化などへの取組みを踏まえたものとする。また、「国は大きな方向のみ定め、地方にできることは地方に任せる」との観点から、統合補助金の一層の拡充を図り、地方の裁量を高めるとともに、地方交付税における段階補正、事業費補正等の見直しを行い、地方公共団体の自主的・主体的な財政運営を促す。